

2.4 公共工事

公共工事	判断基準 ○契約図書において、一定の環境負荷低減効果が認められる表1に示す資材（材料及び機材を含む）、建設機械、工法又は目的物の使用が義務付けられていること。
	配慮事項 ○資材（材料及び機材を含む。）の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

注) 義務付けに当たっては、工事全体での環境負荷低減を考慮する中で実施することが望ましい。

表1 資材、建設機械、工法及び目的物の品目

	分類	品目分類	品目名	品目ごとの判断基準
公共工事	資材	盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	表2
			土工用水砕スラグ	
			銅スラグを用いたケーソン中詰め材	
			フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	
		地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	
		コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	
			フェロニッケルスラグ骨材	
			銅スラグ骨材	
			電気炉酸化スラグ骨材	
		アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	
			鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	
			中温化アスファルト混合物	
		路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材	
			再生骨材等	
		小径丸太材	間伐材	
			高炉セメント	
		混合セメント	フライアッシュセメント	
			エコセメント	
		コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート	
			鉄鋼スラグ水和固化体	
		吹付けコンクリート	鉄鋼スラグブロック	
			フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	
		塗料	下塗用塗料（重防食）	
			低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	
			高日射反射率塗料	
		防水	高日射反射率防水	
			再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）	
		舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）	
パークたい肥				
園芸資材	下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）			
	LED 道路照明			
中央分離帯ブロック	再生プラスチック製中央分離帯ブロック			
タイル	セラミックタイル			
建具	断熱サッシ・ドア			
製材等	製材			

		集成材	
		合板	
		単板積層材	
		直交集成板	
	フローリング	フローリング	
	再生木質ボード	パーティクルボード	
		繊維板	
		木質系セメント板	
	木材・プラスチック複合材製品	木材・プラスチック再生複合材製品	
	ビニル系床剤	ビニル系床剤	
	断熱材	断熱材	
	照明機器	照明制御システム	
	変圧器	変圧器	
	空調用機器	吸収冷温水器	
		氷蓄熱式空調機器	
		ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	
		送風機	
		ポンプ	
	配管材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	
	衛生器具	自動水栓	
		自動洗浄装置及びその組み込み小便器	
		洋風便器	
	コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠	
		合成型枠	
建設機械	—	排出ガス対策型建設機械	表 3
		低騒音型建設機械	
工法	建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	表 4
	建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	
	コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法	
	舗装（路盤）	路上再生路盤工法	
	法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	
	山留め工法	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	
目的物	高機能舗装	排水性舗装	表 5
		透水性舗装	
	屋上緑化	屋上緑化	

表2 資材

品目分類	品目名	判断基準等
盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	判断基準 ①建設汚泥から再生した処理土であること。 ②重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）及び「土壤の汚染に係る環境基準」（平成3年環境庁告示第46号）を満たすこと。
	土工用水砕スラグ	判断基準 ○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる高炉水砕スラグが使用された土工用材料であること。
		配慮事項 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
	銅スラグを用いたケーソン中詰め材	判断基準 ○ケーソン中詰め材として、天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用することができる銅スラグであること。
	フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	判断基準 ○ケーソン中詰め材として、天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用することができるフェロニッケルスラグであること。
地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	判断基準 ○サンドコンパクションパイル工法において、天然砂（海砂、山砂）の全部を代替して使用することができる製鋼スラグであること。
		配慮事項 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	判断基準 ○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる高炉スラグが使用された骨材であること。
		配慮事項 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。

備考) 「高炉スラグ骨材」については、JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材）に適合する資材は、本基準を満たす。

コンクリート用スラグ骨材	フェロニッケルスラグ骨材	判断基準 ○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できるフェロニッケルスラグが使用された骨材であること。
--------------	--------------	---

備考) 「フェロニッケルスラグ骨材」については、JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第2部：フェロニッケルスラグ骨材）に適合する資材は、本基準を満たす。

コンクリート用スラグ骨材	銅スラグ骨材	判断基準 ○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる銅スラグ骨材が使用された骨材であること。
--------------	--------	---

備考) 「銅スラグ骨材」については、JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第3部：銅スラグ骨材）に適合する資材は、本基準を満たす。

コンクリート用スラグ骨材	電気炉酸化スラグ骨材	判断基準 ○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる電気炉酸化スラグ骨材が使用された骨材であること。
		配慮事項 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。

備考) 「電気炉酸化スラグ骨材」については、JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気炉酸化スラグ骨材）に適合する資材は、本基準を満たす。

アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	判断基準 ○アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれること。
	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	判断基準 ○加熱アスファルト混合物の骨材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。
		配慮事項 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。

備考) 「道路用鉄鋼スラグ」については、JIS A 5015（道路用鉄鋼スラグ）に適合する資材は、本基準を満たす。

アスファルト混合物	中温化アスファルト混合物	判断基準 ○加熱アスファルト混合物において、調整剤を添加することにより必要な品質を確保しつつ製造時の加熱温度を30℃程度低減させて製造されるアスファルト混合物であること。
-----------	--------------	---

備考) 「中温化アスファルト混合物」については、アスファルト舗装の表層・基層材料として、その使用を推進する。ただし、当面の間、新規骨材を用いることとする。また、ポラスアスファルトには使用しない。

路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材	判断基準 ○路盤材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。
		配慮事項 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。

備考) 「道路用鉄鋼スラグ」については、JIS A 5015（道路用鉄鋼スラグ）に適合する資材は、本基準を満たす。

路盤材	再生骨材等	判断基準 ○コンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれること。
小径丸太材	間伐材	判断基準 ①間伐材（林地残材・小径木等の再生資源を含む。）であって、有害な腐れ又は割れ等の欠陥がないこと。 ②林地残材・小径木等の再生資源以外の場合にあつては、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。
		配慮事項 ○林地残材・小径木等の再生資源以外の場合にあつては、原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。

備考) 間伐材の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあつては、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18

年2月15日)」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあっては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。証明に当たっては、同ガイドラインによるもののほか「静岡県産材証明制度」の「県産材販売管理票」（合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものである旨を記載するものに限る。）による確認を含む。

調達に当たっては、当該調達品目の合法性証明に係る業界等の運用状況等を勘案すること。

混合セメント	高炉セメント	判断基準 ○高炉セメントであって、原料に 30%を超える分量の高炉スラグが使用されていること。
--------	--------	---

備考) 「高炉セメント」については、JIS R 5211で規定されるB種及びC種に適合する資材は、本基準を満たす。

混合セメント	フライアッシュセメント	判断基準 ○フライアッシュセメントであって、原料に 10%を超える分量のフライアッシュが使用されていること。
--------	-------------	--

備考) 「フライアッシュセメント」については、JIS R 5213で規定されるB種及びC種に適合する資材は、本基準を満たす。

セメント	エコセメント	判断基準 ○都市ごみ焼却灰等を主原料とするセメントであって、製品1トンにつきこれらの廃棄物が乾燥ベースで 500kg 以上使用されていること。
------	--------	---

備考) 1 「エコセメント」は、高強度を必要としないコンクリート構造物及びコンクリート製品において使用するものとする。

2 「エコセメント」については、JIS R 5214に適合する資材は、本基準を満たす。

コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート	判断基準 ○透水係数 $1 \times 10^{-2} \text{cm/sec}$ 以上であること。
------------------	-----------	--

備考) 1 「透水性コンクリート」は、雨水を浸透させる必要がある場合に、高強度を必要としない部分において使用するものとする。

2 「透水性コンクリート」については、JIS A 5371（プレキャスト無筋コンクリート製品 附属書 B 舗装・境界ブロック類 推奨仕様 B-1 平板）で規定される透水性平板に適合する資材は、本基準を満たす。

鉄鋼スラグ水和固化体	鉄鋼スラグブロック	判断基準 ○骨材のうち別表に示された製鋼スラグを重量比で50%以上使用していること。かつ、結合材に高炉スラグ微粉末を使用していること。 別表	
		<table border="1"> <tr> <td>種類</td> </tr> <tr> <td>転炉スラグ（銑鉄予備処理スラグを含む）</td> </tr> <tr> <td>電気炉酸化スラグ</td> </tr> </table>	種類
種類			
転炉スラグ（銑鉄予備処理スラグを含む）			
電気炉酸化スラグ			
		配慮事項 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。	
吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	判断基準 ○吹付けコンクリートであって、 1m^3 当たり 100kg 以上のフライアッシュが混和材として使用されていること。	

塗料	下塗用塗料 (重防食)	判断基準 ○鉛又はクロムを含む顔料が配合されていないこと。
	低揮発性有機 溶剤型の路面 標示用水性塗 料	判断基準 ○水性型の路面標示用塗料であって、揮発性有機溶剤 (VOC) の含有率 (塗料総質量に対する揮発性溶剤の質量の割合) が 5%以下であること。
	高日射反射率 塗料	判断基準 ①近赤外波長域日射反射率が表に示す数値以上であること。 ②近赤外波長域の日射反射率保持率の平均が80%以上であること。

- 備考) 1 本項の判断基準の対象とする高日射反射率塗料は、日射反射率の高い顔料を含有する塗料であり、建物の屋上・屋根等において、金属面等に塗装を施す工事に使用されるものとする。
- 2 近赤外波長域日射反射率、明度L*値、日射反射率保持率の測定及び算出方法は、JIS K 5675による。
- 3 「高日射反射率塗料」については、JIS K 5675に適合する資材は、本基準を満たす。

表 近赤外波長域日射反射率

明度 L*値	近赤外波長域日射反射率 (%)
40.0 以下	40.0
40.0 を超え 80.0 未満	明度 L*値の値
80.0 以上	80.0

防水	高日射反射率 防水	【判断基準】 ○近赤外域における日射反射率が50.0%以上であること。
----	--------------	---

- 備考) 1 本項の判断基準の対象とする高日射反射率防水は、日射反射率の高い顔料が防水層の素材に含有されているもの又は日射反射率の高い顔料を有した塗料を防水層の仕上げとして施すものであり、建築の屋上・屋根等において使用されるものとする。
- 2 日射反射率の求め方は、JIS K 5602に準じる。

舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック (焼成)	判断基準 ①原料に再生材料 (別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等) を用い、焼成されたものであること ②再生材料が原材料の重量比で 20%以上 (複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計) 使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。 ③「土壌の汚染に係る環境基準」 (平成 3 年環境庁告示第 46 号) の規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を 2mm 以下に粉碎したものにおいて、重金属等有害物質の溶出について問題のないこと。
-----	----------------------	---

		<p>配慮事項</p> <p>○土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）に関する規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を 2mm 以下に粉砕したもののにおいて、重金属等有害物質の含有について問題のないこと。</p> <p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>再生材料の原料となるものの分類区分</th> <th>前処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>採石及び窯業廃土</td><td rowspan="14">前処理によらず対象</td></tr> <tr><td>無機珪砂（キラ）</td></tr> <tr><td>鉄鋼スラグ</td></tr> <tr><td>非鉄スラグ</td></tr> <tr><td>鋳物砂</td></tr> <tr><td>陶磁器屑</td></tr> <tr><td>石炭灰</td></tr> <tr><td>建材廃材</td></tr> <tr><td>廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く）</td></tr> <tr><td>製紙スラッジ</td></tr> <tr><td>アルミスラッジ</td></tr> <tr><td>磨き砂汚泥</td></tr> <tr><td>石材屑</td></tr> <tr><td>都市ごみ焼却灰</td><td>熔融スラグ化</td></tr> <tr><td>下水道汚泥</td><td>焼却灰化又は熔融スラグ化</td></tr> <tr><td>上水道汚泥</td><td rowspan="2">前処理によらず対象</td></tr> <tr><td>湖沼等の汚泥</td></tr> </tbody> </table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	採石及び窯業廃土	前処理によらず対象	無機珪砂（キラ）	鉄鋼スラグ	非鉄スラグ	鋳物砂	陶磁器屑	石炭灰	建材廃材	廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く）	製紙スラッジ	アルミスラッジ	磨き砂汚泥	石材屑	都市ごみ焼却灰	熔融スラグ化	下水道汚泥	焼却灰化又は熔融スラグ化	上水道汚泥	前処理によらず対象	湖沼等の汚泥
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法																								
採石及び窯業廃土	前処理によらず対象																								
無機珪砂（キラ）																									
鉄鋼スラグ																									
非鉄スラグ																									
鋳物砂																									
陶磁器屑																									
石炭灰																									
建材廃材																									
廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く）																									
製紙スラッジ																									
アルミスラッジ																									
磨き砂汚泥																									
石材屑																									
都市ごみ焼却灰		熔融スラグ化																							
下水道汚泥	焼却灰化又は熔融スラグ化																								
上水道汚泥	前処理によらず対象																								
湖沼等の汚泥																									
	<p>再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）</p>	<p>判断基準</p> <p>①原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）が用いられたものであること。</p> <p>②再生材料が原材料の重量比で 20%以上（複数の材料を使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。</p> <p>③再生材料における重金属等有害物質の含有及び溶出について、問題がないこと。</p> <p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>再生材料の原料となるものの分類区分</th> <th>前処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>都市ごみ焼却灰</td><td rowspan="2">熔融スラグ化</td></tr> <tr><td>下水道汚泥</td></tr> </tbody> </table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	都市ごみ焼却灰	熔融スラグ化	下水道汚泥																		
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法																								
都市ごみ焼却灰	熔融スラグ化																								
下水道汚泥																									

備考) 判断基準③については、JIS A 5031（一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を熔融固化したコンクリート用熔融スラグ骨材）に定める基準による。

園芸資材	バークたい肥	<p>判断基準</p> <p>○以下の基準を満足し、木質部より剥離された樹皮を原材料として乾燥重量比 50%以上を使用し、かつ、発酵補助材を除くその他の原材料には畜ふん、動植物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有機物の含有率（乾物） 70%以上 ・炭素窒素比（C/N比） 35 以下 ・陽イオン交換容量〔CEC〕（乾物） 70meq/100g 以上 ・pH 5.5～7.5 ・水分 55～65% ・幼植物試験の結果 生育阻害その他異常が認められない ・窒素全量〔N〕（現物） 0.5%以上 ・りん酸全量〔P₂O₅〕（現物） 0.2%以上 ・加里全量〔K₂O〕（現物） 0.1%以上
	下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）	<p>判断基準</p> <p>○以下の基準を満たし、下水汚泥を主原材料として重量比（脱水汚泥ベース）25%以上使用し、かつ、無機質の土壤改良材を除くその他の原材料には畜ふん、動植物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有機物の含有率（乾物） 35%以上 ・炭素窒素比〔C/N比〕 20 以下 ・pH 8.5 以下 ・水分 50%以下 ・窒素全量〔N〕（現物） 0.8%以上 ・りん酸全量〔P₂O₅〕（現物） 1.0%以上 ・アルカリ分（現物） 15%以下（ただし、土壤の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの限りでない。）

- 備考) 1 「下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料」は、土壤改良資材として使用する当該肥料を含む。
- 2 肥料取締法（昭和25 年法律第127 号）第3 条及び第25 条ただし書の規定に基づく「普通肥料の公定規格」（昭和61 年農林水産省告示第284 号）に適合するもの。

道路照明	LED 道路照明	判断基準 ○LEDを用いた道路照明施設であって、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①道路照明器具（連続照明、歩道照明、局部照明）である場合は、次の基準を満たすこと。 ア．標準皮相電力が表 1 に示された設計条件タイプごとの値以下であること。 イ．演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。 ウ．LEDモジュール及びLEDモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ60,000時間以上であること。 ②トンネル照明器具（基本照明）である場合は、次の基準を満たすこと。 ア．標準皮相電力が表 2 に示された設計条件タイプごとの値以下であること。 イ．演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。 ウ．LEDモジュール及びLEDモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ90,000時間以上であること。 ③トンネル照明器具（入口照明）である場合は、次の基準を満たすこと。 ア．標準皮相電力が表 3 に示された種別ごとの値以下であること。 イ．演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。 ウ．LEDモジュール及びLEDモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ75,000時間以上であること。
------	----------	---

備考) 1 「平均演色評価数Ra」の測定方法は、JIS C 7801（一般照明用光源の測定方法）及びJIS C 8152-2（照明用白色発光ダイオード（LED）の測定方法—第2部：LEDモジュール及びLEDライトエンジン）に規定する光源色及び演色評価数測定に準ずるものとする。

2 「定格寿命」とは、一定の期間に製造された、同一形式のLEDモジュールの寿命及び同一形式のLEDモジュール用制御装置の寿命の残存率が50%となる時間の平均値をいう。

なお、「LEDモジュールの寿命」は、規定する条件で点灯させたLEDモジュールが点灯しなくなるまでの時間又は、光束が点灯初期に測定した値（LEDモジュールの規定光束）の80%未満になった時点（不点灯とみなす）までの総点灯時間のいずれか短い時間とし、「LEDモジュール用制御装置の寿命」は、規定する条件で使用したとき、LEDモジュール用制御装置が故障するか、出力が定格出力未満となり、使用不能となるまでの総点灯時間とする。

表 1 道路照明器具（連続照明、歩道照明、局部照明）の標準皮相電力

区分	設計条件タイプ			標準皮相電力
連続照明	a	2車線 路面輝度	1.0 cd/m ² 歩道有り	125 VA
	b	2車線 路面輝度	1.0 cd/m ² 歩道無し	
	c	3車線 路面輝度	1.0 cd/m ² 歩道有り	180 VA
	d	3車線 路面輝度	1.0 cd/m ² 歩道無し	
	e	2車線 路面輝度	1.0 cd/m ² 高規格	175 VA
	f	2車線 路面輝度	0.7 cd/m ² 歩道有り	95 VA
	g	2車線 路面輝度	0.7 cd/m ² 歩道無し	
	h	3車線 路面輝度	0.7 cd/m ² 歩道有り	125 VA
	i	3車線 路面輝度	0.7 cd/m ² 歩道無し	
	j	2車線 路面輝度	0.7 cd/m ² 高規格	120 VA
	k	平均路面輝度	0.5 cd/m ² 歩道有り	70 VA
	ℓ	平均路面輝度	0.5 cd/m ² 歩道無し	
局部照明	—	平均路面照度	5 lx	20 VA

	—	平均路面照度 10 lx		40 VA		
局 部 照 明	m	十字路 (2車線×2車線) 20 lx		160 VA		
	n	十字路 (2車線×2車線) 15 lx		125 VA		
	o	十字路 (2車線×2車線) 10 lx		95 VA		
	p	十字路 (4車線×2車線) 20 lx	連続照明用		125 VA	
			交差点隅切り部用		120 VA	
	q	十字路 (4車線×2車線) 15 lx	連続照明用		95 VA	
			交差点隅切り部用		95 VA	
	q'	十字路 (4車線×2車線) 10 lx	連続照明用		70 VA	
			交差点隅切り部用		70 VA	
	r	十字路 (4車線×4車線) 20 lx	連続照明用		125 VA	
			交差点隅切り部用		120 VA	
	s	十字路 (4車線×4車線) 15 lx	連続照明用		95 VA	
			交差点隅切り部用		95 VA	
	t	十字路 (6車線×4車線) 20 lx	連続照明用		125 VA	
			交差点隅切り部用		120 VA	
	u	十字路 (6車線×4車線) 15 lx	連続照明用		95 VA	
			交差点隅切り部用		95 VA	
	—	—	T字路 (2車線×2車線) 20 lx		95 VA	
	—	—	T字路 (2車線×2車線) 15 lx		70 VA	
	—	—	T字路 (2車線×2車線) 10 lx		70 VA	
	—	—	T字路 (4車線×2車線) 20 lx	連続照明用		125 VA
				交差点隅切り部用		120 VA
	—	—	T字路 (4車線×2車線) 15 lx	連続照明用		95 VA
				交差点隅切り部用		95 VA
—	—	T字路 (4車線×2車線) 10 lx	連続照明用		70 VA	
			交差点隅切り部用		70 VA	
—	—	Y字路 (4車線×2車線) 20 lx		125 VA		
—	—	Y字路 (4車線×2車線) 15 lx		95 VA		
—	—	Y字路 (4車線×2車線) 10 lx		70 VA		
v	—	歩行者の背景を照明する方式 20 lx		180 VA		
—	—	歩行者の背景を照明する方式 10 lx		95 VA		
w	—	歩行者の自身を照明する方式 20 lx		180 VA		
—	—	歩行者の自身を照明する方式 10 lx		95 VA		

備考) 1 「設計条件タイプ」は、「LED道路・トンネル照明導入ガイドライン (案) (平成27年3月国土交通省)」による。

2 「標準皮相電力」は、LED道路照明の定格寿命末期の皮相電力の値とする。

3 電球色LEDを用いる場合の皮相電力は、上表の皮相電力の1.2倍の値を標準とする。

表2 トンネル照明器具（基本照明）の標準皮相電力

区分	設計条件タイプ		標準皮相電力
一般国道等 車道幅員 6～7m (歩道有りの断面含む)	x (1/2 低減)	設計速度 40(km/h) 2車線 0.75(cd/m ²) 千鳥	40 VA
	z (1/2 低減)	設計速度 50(km/h) 2車線 0.95(cd/m ²) 千鳥	50 VA
	bb (1/2 低減)	設計速度 60(km/h) 2車線 1.15(cd/m ²) 千鳥	65 VA
	x	設計速度 40(km/h) 2車線 1.5(cd/m ²) 千鳥	65 VA
	y	設計速度 40(km/h) 2車線 1.5(cd/m ²) 向合せ	40 VA
	z	設計速度 50(km/h) 2車線 1.9(cd/m ²) 千鳥	75 VA
	aa	設計速度 50(km/h) 2車線 1.9(cd/m ²) 向合せ	50 VA
	bb	設計速度 60(km/h) 2車線 2.3(cd/m ²) 千鳥	95 VA
	cc	設計速度 60(km/h) 2車線 2.3(cd/m ²) 向合せ	65 VA
高速自動車国道等	dd	設計速度 70(km/h) 2車線 3.2(cd/m ²) 千鳥	95 VA
	ee	設計速度 70(km/h) 2車線 3.2(cd/m ²) 向合せ	65 VA
	ff	設計速度 80(km/h) 2車線 4.5(cd/m ²) 千鳥	125 VA
	gg	設計速度 80(km/h) 2車線 4.5(cd/m ²) 向合せ	95 VA

備考) 1 「設計条件タイプ」は、「LED道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)(平成27年3月国土交通省)」による。

2 「標準皮相電力」は、LED道路照明の定格寿命末期の皮相電力の値とする。

表3 トンネル照明器具（入口照明）の標準皮相電力

種別	標準皮相電力
NH 70W 相当	50 VA
NH 110W 相当	75 VA
NH 150W 相当	105 VA
NH 180W 相当	160 VA
NH 220W 相当	205 VA
NH 270W 相当	250 VA
NH 360W 相当	290 VA

備考) 「種別」は高圧ナトリウムランプ相当のLEDトンネル照明器具をさす。

中央分離帯 ブロック	再生プラスチック製中央分離帯ブロック	判断基準 ○再生プラスチックが原材料の重量比で 70%以上使用されていること。
		【配慮事項】 ①撤去後に回収して再生利用するシステムがあること。 ②製品に使用されるプラスチックは、使用後に回収し、再リサイクルを行う際に支障を来さないものであること。

備考) 1 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

2 「再生プラスチック製中央分離帯ブロック」については、JIS A 9401(再生プラスチック製中央分離帯ブロック)に適合する資材は、本基準を満たす。

<p>タイル</p>	<p>セラミックタイル</p>	<p>判断基準</p> <p>①原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）が用いられているものであること。</p> <p>②再生材料が原材料の重量比で 20%以上（複数の材料を使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材重量は除かれるものとする。</p> <p>③「土壌の汚染に係る環境基準」（平成 3 年環境庁告示第 46 号）の規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を 2mm 以下に粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の溶出について問題のないこと。</p> <p>配慮事項</p> <p>○土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）に関する規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を 2mm 以下に粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の含有について問題のないこと。</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="596 804 1455 1552"> <thead> <tr> <th>再生材料の原料となるものの分類区分</th> <th>前処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>採石及び窯業廃土</td><td rowspan="15">前処理方法によらず対象</td></tr> <tr><td>無機珪砂（キラ）</td></tr> <tr><td>鉄鋼スラグ</td></tr> <tr><td>非鉄スラグ</td></tr> <tr><td>鋳物砂</td></tr> <tr><td>陶磁器屑</td></tr> <tr><td>石炭灰</td></tr> <tr><td>廃プラスチック</td></tr> <tr><td>建材廃材</td></tr> <tr><td>廃ゴム</td></tr> <tr><td>廃ガラス</td></tr> <tr><td>製紙スラッジ</td></tr> <tr><td>アルミスラッジ</td></tr> <tr><td>磨き砂汚泥</td></tr> <tr><td>石材屑</td></tr> <tr><td>都市ごみ焼却灰</td><td>熔融スラグ化</td></tr> <tr><td>下水道汚泥</td><td>焼却灰化又は熔融スラグ化</td></tr> <tr><td>上水道汚泥</td><td rowspan="2">前処理方法によらず対象</td></tr> <tr><td>湖沼等の汚泥</td></tr> </tbody> </table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象	無機珪砂（キラ）	鉄鋼スラグ	非鉄スラグ	鋳物砂	陶磁器屑	石炭灰	廃プラスチック	建材廃材	廃ゴム	廃ガラス	製紙スラッジ	アルミスラッジ	磨き砂汚泥	石材屑	都市ごみ焼却灰	熔融スラグ化	下水道汚泥	焼却灰化又は熔融スラグ化	上水道汚泥	前処理方法によらず対象	湖沼等の汚泥
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法																										
採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象																										
無機珪砂（キラ）																											
鉄鋼スラグ																											
非鉄スラグ																											
鋳物砂																											
陶磁器屑																											
石炭灰																											
廃プラスチック																											
建材廃材																											
廃ゴム																											
廃ガラス																											
製紙スラッジ																											
アルミスラッジ																											
磨き砂汚泥																											
石材屑																											
都市ごみ焼却灰	熔融スラグ化																										
下水道汚泥	焼却灰化又は熔融スラグ化																										
上水道汚泥	前処理方法によらず対象																										
湖沼等の汚泥																											
<p>建具</p>	<p>断熱サッシ・ドア</p>	<p>判断基準</p> <p>○建築物の窓等を通しての熱の損失を防止する建具であって、次のいずれかに該当すること。</p> <p>①複層ガラスを用いたサッシであること。</p> <p>②二重サッシであること。</p> <p>③断熱材の使用その他これに類する有効な断熱の措置を講じられたドアであること。</p> <p>配慮事項</p> <p>①サッシの枠、障子の枠及びガラスに有効な断熱の措置が講じられていること、又は断熱性の高い素材を使用したものであること。</p> <p>②エネルギー使用の合理化等に関する法律施行令（昭和 54 年政令第 267 号）第 21 条第 2 号及び第 3 号に定めるサッシ及び複層ガラスについては、可能な限り熱損失防止性能の数値が小さいものであること。</p>																									

備考)「熱損失防止性能」の定義及び測定方法は、「サッシの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造業者等の判断の基準等」(平成 26 年経済産業省告示第 234 号)、「複層ガラスの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造業者等の判断の基準等」(平成 26 年経済産業省告示第 235 号)による。

製材等	製材	<p>判断基準</p> <p>①間伐材、林地残材又は小径木であること、かつ、間伐材は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>②①以外の場合は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>配慮事項</p> <p>○原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたもので、なるべく地域材を使用すること。ただし、林地残材、小径木等の等の再生資源である原木は除く。</p>
	集成材 合板 単板積層材 直交集成板	<p>判断基準</p> <p>①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木の体積比割合が 10%以上であり、かつ、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>②①以外の場合は、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は、小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。</p> <p>③居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で 0.3mg/l 以下かつ最大値で 0.4mg/l 以下であること。</p> <p>配慮事項</p> <p>①原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木等の再生資源である原木は除く。</p> <p>②木質系材料にあつては、再生資源及び間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。また、なるべく地域材を使用すること。</p>

- 備考) 1 本項の判断基準の対象とする「製材」「集成材」「合板」「単板積層材」及び「直交集成板」(以下「製材等」という。)は、建築の木工事において使用されるものとする。
- 2 「製材等」の判断基準の②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。
- 3 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。
- 4 製材、集成材等の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあつては、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあつては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。証明に当っては、同ガイドラインによるもののほか「静岡県産材証明制度」の「県産材販売管理票」(合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものである旨を記載するものに限る。)による確認を含む。
- 調達に当たっては、当該調達品目の合法性証明に係る業界等の運用状況等を勘案すること。
- ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者があらかじめ当該原料・製品等を特定し、毎年 1 回林野庁に報告を行うとともに、証明書に特定された原料・製品等であることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

フローリング	フローリング	<p>判断基準</p> <p>①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木等を使用していること、かつ、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>②①以外の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>③基材に木材を使用した場合は、原料の間伐材は伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>④居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。</p> <p>配慮事項</p> <p>①原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木等の再生資源、間伐材（基材に木材を使用しない場合に限る。）である原木は除く。また、なるべく地域材を使用すること。</p> <p>②木質系材料にあっては、再生資源及び間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。</p>
--------	--------	--

- 備考) 1 本項の判断基準の対象は、建築の木工事において使用されるものとする。
- 2 判断基準の②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。
- 3 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。
- 4 フローリングの原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には次による。
- ア. 基材に木材を使用したものにあつては、木材関連事業者は、当該木材についてはクリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。また、国等が調達するに当たっては、当該調達品目の合法性証明に係る業界等の運用状況等を勘案すること。木材関連事業者以外にあつては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。証明に当たっては、同ガイドラインによるもののほか「静岡県産材証明制度」の「県産材販売管理票」（合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものである旨を記載するものに限る。）による確認を含む。
- イ. 上記ア以外の物品にあつては、上記ガイドラインに準拠して行うものとする。
- 証明に当たっては、同ガイドラインによるもののほか「静岡県産材証明制度」の「県産材販売管理票」（合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものである旨を記載するものに限る。）による確認を含む。また、その他都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できるものとする。
- ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者があらかじめ当該原料・製品等を特定し、毎年1回林野庁に報告を行うとともに、証明書に特定された原料・製品等であることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。
- 5 判断基準③にある「基材に木材を使用した場合」及び、配慮事項①にある「（基材に木材を使用しない場合に限る。）」、備考4のアにある「基材に木材を使用したもの」の木材とはクリーンウッド法の対象となるものを示す。

再生木質ボード	パーティクルボード 繊維板	<p>判断基準</p> <p>①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木・小径等の再生資源である木質材料や植物繊維の重量比配合割合が 50%以上であること。（この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が 20%以下の接着剤、混和剤等（パーティクルボードにおけるフェノール系接着剤等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの）を計上せずに、重量比配合率を計算することができるものとする。）</p> <p>②間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>③居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で 0.3 mg/L 以下かつ最大値で 0.4 mg/L 以下であること。</p> <p>配慮事項</p> <p>①原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木等の再生資源、間伐材である原木は除く。</p> <p>②木質系材料にあつては、再生資源及び間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。</p>
	木質系セメント板	<p>①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木・小径木等の木質材料や植物繊維の重量比配合割合が 50%以上であること。（この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が 20%以下の接着剤、混和剤等（木質系セメント板におけるセメント等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの）を計上せずに、重量比配合率を計算することができるものとする。）</p> <p>②合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>③居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で 0.3 mg/L 以下かつ最大値で 0.4 mg/L 以下であること。</p> <p>配慮事項</p> <p>①原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木等の再生資源、間伐材である原木は除く。</p> <p>②木質系材料にあつては、再生資源及び間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。</p>

備考) 1 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、JIS A 1460 による。

2 パーティクルボード、繊維板の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠して行うものとする。

証明に当たっては、同ガイドラインによるもののほか「静岡県産材証明制度」の「県産材販売管理票」（合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものである旨を記載するものに限る。）による確認を含む。また、その他都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できるものとする。

- 3 木質セメント板の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあつては、クリーンウッド法に則するとともに、上記ガイドラインに準拠して行うものとする。また、調達に当たっては、当該調達品目の合法性証明に係る業界等の運用状況等を勘案すること。木材関連事業者以外にあつては、上記ガイドラインに準拠して行うものとする。証明に当たっては、同ガイドラインによるもののほか「静岡県産材証明制度」の「県産材販売管理票」（合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものである旨を記載するものに限る。）による確認を含む。
- 4 「パーティクルボード」及び「繊維板」については、判断基準③について、JIS A 5908 及び A 5905 で規定される F☆☆☆☆等級に適合する資材は、本基準を満たす。

木材・プラスチック複合材製品	木材・プラスチック再生複合材製品	<p>判断基準</p> <p>①リサイクル材料等として認められる原料が原材料の重量比で 60% 以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。</p> <p>②原料として使用される木質材料は、リサイクル材料等として認められる木質原料の割合が 100% であること。</p> <p>③重金属等有害物質の含有及び溶出について問題がないこと。</p> <p>④製品に使用されるプラスチックは、使用後に回収し、再リサイクルを行う際に支障を来さないものであること。</p> <p>配慮事項</p> <p>○撤去後に回収して再生利用するシステムがあること。</p>
----------------	------------------	--

- 備考) 1 本項の判断基準の対象とする「木材・プラスチック再生複合材製品」は、建築の外構工事、公園における園路広場工事、港湾緑地の整備工事において使用されるものとする。
- 2 判断基準①②及び③については、JIS A 5741 で規定される「木材・プラスチック再生複合材」に定める基準による。
- 3 判断基準①③及び④については、JIS A 5741 で規定される「木材・プラスチック再生複合材」4.2 リサイクル材料等の含有率区分 R60, R70, R80 及び R90 は本基準を満たす。

ビニル系床材	ビニル系床材	<p>判断基準</p> <p>○再生ビニル樹脂系材料の合計重量が製品の総重量比で 15% 以上使用されていること。</p> <p>配慮事項</p> <p>○工事施工時に発生する端材の回収、再生利用システムについて配慮されていること。</p>
--------	--------	---

備考) JISA5705（ビニル系床材）に規定されるビニル系床材の種類で記号 PF に該当するものについては、本項の判断基準の対象とする「ビニル系床材」に含まれないものとする。

断熱材	断熱材	<p>判断基準</p> <p>○建築物の外壁等を通しての熱の損失を防止するものであって、次の要件を満たすものとする。</p> <p>①フロン類が使用されていないこと。</p> <p>②再生資源を使用している又は使用後に再生資源として使用できること。</p> <p>配慮事項</p> <p>○押出法ポリスチレンフォーム断熱材、グラスウール断熱材及びロックウール断熱材については、可能な限り熱損失防止性能の数値が小さいものであること。</p>
-----	-----	--

- 備考) 1 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）第 2 条第 1 項に定める物質をいう。
- 2 「熱損失防止性能」の定義及び測定方法は、「断熱材の性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断基準等」（平成 25 年経済産業省告示第 270 号）による。

照明機器	照明制御システム	判断基準 ○連続調光可能な LED 照明器具及びそれらの照明器具を制御する照明制御装置からなるもので、初期照度補正制御及び外光（屋光）利用制御の機能を有していること。
変圧器	変圧器	判断基準 ○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した数値を上回らないこと。
		配慮事項 ○運用時の負荷率の実態に配慮されたものであること。

備考) 本項の判断基準の対象とする「変圧器」は、定格一次電圧が 600V を超え、7000V 以下のものであって、交流の電路に使用されるものに限り、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。

- ①絶縁材料としてガスを使用するもの
- ②H種絶縁材料を使用するもの
- ③スコット結線変圧器
- ④3以上の巻線を有するもの
- ⑤柱上変圧器
- ⑥単相変圧器であって定格容量が 5 KVA 以下のもの又は 500KVA を超えるもの
- ⑦三相変圧器であって定格容量が 10KVA 以下のもの又は 2000KVA を超えるもの
- ⑧樹脂製の絶縁材料を使用する三相変圧器であって三相交流を単相交流及び三相交流に変成するためのもの
- ⑨定格二次電圧が 100V 未満のもの又は 600V を超えるもの
- ⑩風冷式又は水冷式のもの

表 変圧器に係る基準エネルギー消費効率

変圧器の種別	区 分			基準エネルギー消費効率の算定式
	相数	定格周波数	定格容量	
油入変圧器	単相	50Hz		$E = 11.2S^{0.732}$
		60Hz		$E = 11.1S^{0.725}$
	三相	50Hz	500kVA 以下	$E = 16.6S^{0.696}$
			500kVA 超	$E = 11.1S^{0.809}$
		60Hz	500kVA 以下	$E = 17.3S^{0.678}$
			500kVA 超	$E = 11.7S^{0.790}$
モールド変圧器	単相	50Hz	$E = 16.9S^{0.674}$	
		60Hz	$E = 15.2S^{0.691}$	
	三相	50Hz	500kVA 以下	$E = 23.9S^{0.659}$
			500kVA 超	$E = 22.7S^{0.718}$
		60Hz	500kVA 以下	$E = 22.3S^{0.674}$
			500kVA 超	$E = 19.4S^{0.737}$

- 備考) 1 「油入変圧器」とは、絶縁材料として絶縁油を使用するものをいう。
- 2 「モールド変圧器」とは、樹脂製の絶縁材料を使用するものをいう。
- 3 E及びSは、次の数値を表すものとする。
E：基準エネルギー消費効率（単位 W）
S：定格容量（単位 kVA）
- 4 表の規定は、日本電機工業会規格 1482 及び 1483 に規定する標準仕様変圧器についても準用する。この場合において表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率の算定式は、それぞれ当該算定式の右辺に 1.10（モールド変圧器にあつては 1.05）を乗じた式として取り扱うものとする。

- 5 エネルギー消費効率の算定法については、「変圧器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成 24 年経済産業省告示第 71 号の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

空調用機器	吸収冷温水機	判断基準 ①冷房の成績係数が表 1 に示された区分の数値以上であること。 ②冷房の期間成績係数が表 2 に示された区分の数値以上であること。
-------	--------	---

- 備考) 1 本項の判断基準の対象とする「吸収冷温水機」は、冷凍能力が 105kW 以上のものとする。ただし、木質ペレットを燃料とする機器は、対象外とする。
 2 吸収冷温水機の成績係数及び期間成績係数の算出方法は、JIS B 8622 による。

表 1 冷房の成績係数

区 分	成績係数
冷凍能力が 352kW 未満	1.20

表 2 冷房の期間成績係数

区 分	成績係数
冷凍能力が 352kW 以上	1.45

空調用機器	氷蓄熱式空調機器	判断基準 ①氷蓄熱槽を有していること。 ②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ③冷房の成績係数が別表 3 に示された区分の数値以上であること。
-------	----------	---

- 備考) 1 「氷蓄熱式空調機器」とは、氷蓄熱ユニットおよび氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーをいう。
 2 「氷蓄熱式空調機器」の判断基準は、氷蓄熱ユニットについては非蓄熱形相当冷却能力が、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーについては定格蓄熱利用冷房能力がそれぞれ 28kW 以上のものに適用する。
 3 成績係数の算出方法は、以下の算定式により、昼間熱源機運転時間は 10 時間とする。
 ①氷蓄熱ユニット

定格日量冷却能力 (kW・h)

$$\text{成績係数} = \frac{\text{定格日量冷却能力 (kW・h)}}{\text{定格蓄熱消費電力量 (kW・h)} + \text{昼間熱源冷却消費電力量 (kW・h)}}$$

- ②氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー

$$\text{成績係数} = \text{日量蓄熱利用冷房効率}$$

- 4 「非蓄熱形相当冷却能力」とは、冷房時の時間あたり平均負荷率（時間当たりのピーク負荷の負荷率を 100 % とした時の平均負荷の割合）を 85 % として、この時のピーク負荷熱量をいう。
 5 「定格蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表 1 に規定された一定の定格冷房温度条件で、主として蓄熱を利用して室内から除去する熱量をいう。

別表 1 温度条件

単位：℃

		室内側入口空気条件		室外側空気条件	
		乾球温度	湿球温度	乾球温度	湿球温度
冷房	定格冷房	27	19	35	—
	定格冷房蓄熱	—	—	25	—

- 6 「定格日量冷却能力」とは、蓄熱槽内に蓄熱した熱量のうちの正味有効蓄熱容量と、昼間熱源機冷却の運転によって冷却される熱量を合計して、冷水出口温度 7℃ で、二次側に供給できる日積算総熱量をいう。
 7 「定格蓄熱消費電力量」とは、別表 2 に規定された蓄熱温度条件で定格蓄熱容量までに消費する電力（ラインポンプ等の一次側補機の消費電力を含む。）を積算したものをいう。

別表2 温度条件

単位：℃

		室外側空気条件	
		乾球温度	湿球温度
冷 却	定格冷却	35	—
	定格冷却蓄熱	25	—

- 8 「昼間熱源機冷却消費電力量」とは、別表2 に規定された定格冷却温度条件で、熱源機と蓄熱槽が直列に接続されて運転された時に消費する電力を積算したものをいう。
- 9 「日量蓄熱利用冷房効率」とは、日量蓄熱利用冷房能力を日量蓄熱利用冷房消費電力量で除した値をいう。
- 10 「日量蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表1 に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大 10 時間蓄熱運転した後、別表1 に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に室内から除去する熱量を積算したものをいう。
- 11 「日量蓄熱利用冷房消費電力量」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表1 に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大 10 時間蓄熱運転した間に消費する電力、及び別表1 に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に消費する室外機の電力を積算したものをいう。

別表3 冷房の成績係数

区 分	成績係数
氷蓄熱ユニット	2.2
氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー	3.0

空調用機器	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	判断基準 ①期間成績係数が表に示された区分の数値以上であること。 ②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。
-------	--------------------	---

- 備考) 1 本項の判断基準の対象とする「ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機」は、JIS B 8627 に規定されるもので、定格冷房能力が 28kW 以上のものとする。
- 2 期間成績係数 (APFp) の算出方法は、JIS B 8627 による。

表 期間成績係数

区 分	期間成績係数 (APFp)
冷房能力が 28kW 以上 35.5kW 未満	1.22 以上
冷房能力が 35.5kW 以上 45kW 未満	1.37 以上
冷房能力が 45kW 以上 56kW 未満	1.59 以上
冷房能力が 56kW 以上	1.70 以上

空調用機器	送風機	判断基準 ○プレミアム効率のモータが使用されていること。
-------	-----	--

- 備考) 1 プレミアム効率のモータは、JIS C 4213 (低圧三相かご形誘導電動機—低圧トッランナーモータ) で規定される低圧トッランナーモータとする。
- 2 適用範囲は、定格電圧600V の三相誘導電動機を用いる空調用及び換気用遠心送風機とする。ただし、電動機直動式及び排煙機は除く。

空調用機器	ポンプ	判断基準 ○プレミアム効率のモータが使用されていること。
-------	-----	--

- 備考) 1 プレミアム効率のモータは、JIS C 4213 (低圧三相かご形誘導電動機—低圧トッランナーモータ) で規定される低圧トッランナーモータとする。
- 2 適用範囲は、定格電圧600V の三相誘導電動機を用いる空調用ポンプのうち、軸継手により電動機とポンプ本体を直結した遠心ポンプとする

配管材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	判断基準 ○排水用又は通気用の硬質ポリ塩化ビニル管であって、リサイクル材料使用率が表に示された区分の数値以上であること。
		配慮事項 ○製品使用後に回収され、再生利用されるための仕組みが整っていること。

- 備考) 1 判断基準は、敷地内の排水設備で、屋内の排水管・通気管及び屋外の排水管に硬質のポリ塩化ビニル管の無圧配管を用いる場合においてのみ適用する。
- 2 「排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管」は、JIS K 9797 で規定される「リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管」、JIS K 9798 で規定される「リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管」、AS 58 で規定される「排水用リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管」に定める基準による。
- 3 「リサイクル材料使用率」とは、管体の質量に対して、硬質ポリ塩化ビニル管・継手類から作られた「再利用ポリ塩化ビニル」の割合をいう。
- 4 「再利用ポリ塩化ビニル」とは、JIS K 9797 の3. a)4)、JIS K 9798 の3. a)4)及びAS 58 の3.1 による。

表 リサイクル材料使用率

管の区分	管の種類	使用率
三層管	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管	50%
	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管	30%
単層管	排水用リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管	80%

衛生器具	自動水栓	判断基準 ○電氣的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。
	自動洗浄装置及びその組み込み小便器	判断基準 ○洗浄水量が4L/回以下であり、また、使用状況により、洗浄水量が制御されること。
	洋風便器	判断基準 ○洗浄水量が6.5L/回以下であること。

- 備考) 1 自動水栓の判断基準は、公共用トイレの洗面用または手洗用の水栓を対象とし、止水の際、手を遠ざけた後速やかに止水できるものであること。
- 2 大便器のうち、高座面形及び和風便器は、対象外とする。
- 3 大便器の導入に当たっては、排水設備全体の排水機能の確保を十分考慮すること。

コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠	判断基準 ○再生材料を使用した型枠については、再生材料（別表に掲げるものを原料としたもの）が原材料の重量比で50%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されており、使用後の再リサイクルが行われていること。	
		別表 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">再生材料の原料となるものの分類区分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">廃プラスチック</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">古紙パルプ</td> </tr> </table>	再生材料の原料となるものの分類区分
再生材料の原料となるものの分類区分			
廃プラスチック			
古紙パルプ			

		<p>配慮事項</p> <p>①再生材料を使用した型枠については、通常品と同等の施工性及び経済性（材料費、転用回数、回収費、再生処理費等を考慮）が確保されたものであること。</p> <p>②製品に使用されるプラスチックは、使用後に回収し、再リサイクルを行う際に支障を来さないものであること。</p>
--	--	---

備考) 1 プレキャスト型枠等構造体の一部として利用する型枠及び化粧型枠は本品目の対象外とする。
2 再生材料として再生プラスチックを用いる場合、「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

コンクリート用型枠	合板型枠	<p>判断基準</p> <p>①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木の体積比割合が10%以上であり、かつ、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>②①以外の場合は原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p>
		<p>配慮事項</p> <p>①原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木等の再生資源、間伐材は除く。</p> <p>②木質系材料にあつては、再生資源及び間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。</p>

備考) 1 本項の判断基準②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。
2 合板型枠の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、合板型枠の板面において、備考3ア. 及びイ. に示す内容が表示されていることを確認すること。
3 合板型枠の板面には、次の内容を表示することとする。なお、当該表示内容については林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠したものとする。

証明に当たっては、同ガイドラインによるもののほか「静岡県産材証明制度」の「県産材販売管理票」（合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものである旨を記載するものに限る。）による確認を含む。また、その他都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できるものとする。

ア. 本項の判断基準の①又は②の手続が適切になされた原木を使用していることを示す文言又は認証マーク

イ. 認定・認証番号、認定団体名等

なお、合板型枠の板面の表示は、各個ごとに板面の見やすい箇所に明瞭に表示していること。ただし、表面加工コンクリート型枠用合板であつて、コンクリート型枠用として使用するために裏面にも塗装又はオーバーレイを施し、板面への表示が困難なものにあつては木口面の見やすい箇所に明瞭に表示していること。

また、合板型枠は、再使用に努めることとし、上記ア. 及びイ. を板面への表示をした合板型枠であっても、再使用等で板面への表示が確認できなくなる場合については、公共工事の受注者が、調達を行う機関に板面への表示をした合板型枠を活用していることを示した書面を提出することをもって、板面への表示がなされているものとみなす。

表3 建設機械

排出ガス対策型建設機械

判断基準

○別表1及び別表2に掲げる建設機械について、搭載されているディーゼルエンジンから排出される各排出ガス成分及び黒煙の量が、それぞれ下表の第2次基準値又はこれより優れるものであること。

別表1 トンネル工専用建設機械

機 種	摘 要
バックホウ	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、大型ブレーカを装着したものを含む
ホイールローダ・クローラローダ	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下
ダンプトラック	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く
トラックミキサ	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く

別表2 一般工専用建設機械

機 種	摘 要
バックホウ	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下
ホイールローダ	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下
ブルドーザ	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下

第2次基準値

対象物質 (単位) 出力区分	HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	PM (g/kW・h)	黒煙 (%)
8kW以上19kW未満	1.5	9	5	0.8	40
19kW以上37kW未満	1.5	8	5	0.8	40
37kW以上75kW未満	1.3	7	5	0.4	40
75kW以上130kW未満	1	6	5	0.3	40
130 kW以上560kW以下	1	6	3.5	0.2	40

1. 測定方法は、別途定める「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）による。
2. トンネル工専用建設機械は黒煙の基準値が表示基準値の1/5以下とする。

○別表3及び別表4に掲げる建設機械について、搭載されているディーゼルエンジンから排出される各排出ガス成分及び黒煙の量が、それぞれ下表の第1次基準値又はこれより優れるものであること。

別表3 トンネル工専用建設機械

機 種	摘 要
ドリルジャンボ	ディーゼルエンジン出力30kW以上260kW以下 (40.8PS以上353PS以下)
コンクリート吹付機	ディーゼルエンジン出力30kW以上260kW以下 (40.8PS以上353PS以下)

別表4 一般工事中用建設機械

機 種	摘 要
発動発電機	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下)、可搬式(溶接兼用機を含む)
空気圧縮機	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下)、可搬式
油圧ユニット	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下)、基礎工事中用機械で独立したもの
ローラ	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下)、ロードローラ、タイヤローラ、 振動ローラ
ホイールクレーン	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下)、ラフテレーンクレーン

第1次基準値

対象物質 (単位) 出力区分	HC (g/kW・h)	Nox (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	黒煙 (%)
7.5kW以上15kW未満	2.4	12.4	5.7	50
15kW以上30kW未満	1.9	10.5	5.7	50
30kW以上272kW以下	1.3	9.2	5	50

1. 測定方法は、別途定める「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)による。
2. トンネル工事中用建設機械は黒煙の基準値が表示基準値の1/5以下とする。

備考) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)において、規制対象となる建設機械を使用する際は、同法の技術基準に適合したものを使用すること。

低騒音型建設機械

判断基準

○建設機械の騒音の測定値が別表2に掲げる値以下のものであること。

別表2

機 種	機関出力 (kW)	騒音基準値 (dB)
ブルドーザー	P<55	102
	55≦P<103	105
	103≦P	105
バックホウ	P<55	99
	55≦P<103	104
	103≦P<206	106
	206≦P	106
ドラグライン クラムシエル	P<5	100
	55≦P<103	104
	103≦P<206	107
	206≦P	107
トラクターショベル	P<55	102
	55≦P<103	104
	103≦P	107
クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン	P<55	100
	55≦P<103	103
	103≦P<206	107
	206≦P	107
パイプロハンマー		107
油圧式杭拔機 油圧式鋼管圧入・引拔機 油圧式杭圧入引拔機	P<55	98
	55≦P<103	102
	103≦P<206	104
アースオーガー	P<55	100
	55≦P<103	104
	103≦P<206	107
オールケーシング掘削機	P<55	100
	55≦P<103	104
	103≦P<206	105
	206≦P	107
アースドリル	P<55	100
	55≦P<103	104
	103≦P	107
さく岩機 (コンクリート ブレイカー)		106
ロードローラー タイヤローラー 振動ローラー	P<55	101
	55≦P	104
コンクリートポンプ(車)	P<55	100
	55≦P<103	103
	103≦P	107
コンクリート圧砕機	P<55	99
	55≦P<103	103
	103≦P<206	106
	206≦P	107
アスファルトフィニッ シャー	P<55	101
	55≦P<103	105
	103≦P	107
コンクリートカッター		106
空気圧縮機	P<55	101
	55≦P	105
発動発電機	P<55	98
	55≦P	102

表4 工法

品目分類	品目名	判断基準等
建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	判断基準 ○施工現場で発生する粘性土等の低品質土を、当該現場内において利用することにより、建設発生土の場外搬出量を削減することができる工法であること。
建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	判断基準 ①施工現場で発生する建設汚泥を、再生利用を目的として現場内盛土材や流動化処理土へ再生利用する工法であること。 ②重金属等有害物質の含有及び溶出については、「土壤汚染対策法」（平成14年法律第53号）及び土壤の汚染に係る環境基準（平成3年環境庁告示第46号）を満たすこと。
コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法	判断基準 ○施工現場で発生するコンクリート塊を、現場内再生利用を目的としてコンクリート又は骨材に再生処理する工法であること。

舗装（路盤）	路上再生路盤工法	判断基準 ○既設舗装の路盤材とアスファルト・コンクリート層を粉碎して混合し、安定処理を施し、現位置で路盤を再生する工法であること。
--------	----------	---

備考) アスファルト混合物の層の厚さが10cm以下の道路において使用するものとする。

法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	判断基準 ○施工現場における伐採材や建設発生土を、当該施工現場において有効利用する工法であること。 ただし、伐採材および建設発生土を合算した使用量は、現地で添加する水を除いた生育基盤材料の容積比で70%以上を占めること。
--------	-----------------------	---

山留め工法	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	判断基準 ○セメント系固化剤の一部として泥土を再利用又はセメント系固化剤の注入量を削減することにより、施工に伴い発生する泥土が低減できる工法であること。
-------	-------------------	--

備考) 本項の判断基準の対象とする「泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法」は、仮設工事において使用するものとする。

表5 目的物

品目分類	品目名	判断基準等
高機能舗装	排水性舗装	判断基準 ○雨水を道路の路面下に浸透させて排水溝に流出させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる舗装であること。

備考) 道路交通騒音を減少させる必要がある場合に使用するものとする。

高機能舗装	透水性舗装	判断基準 ○雨水を道路の路床に浸透させることができる舗装であること。
-------	-------	--

備考) 雨水を道路の路床に浸透させる必要のある歩行者道等の自動車交通がない道路の部分において使用するものとする。

屋上緑化	屋上緑化	判断基準 ①植物の健全な生育及び生育基盤を有するものであること。 ②ヒートアイランド現象の緩和等都市環境改善効果を有するものであること。
		配慮事項 ①屋上緑化に適した植物を使用するものであること。 ②灌水への雨水利用に配慮するとともに、植物の生育基盤の保水及び排水機能が適切に確保された構造であること。

備考) 建物の屋上等において設置するものとする。

2.5 役務

省エネルギー診断	判断基準 ○表1に掲げる技術資格を有する者又はこれと同等と認められる技能を有する者が、庁舎等における設備等の稼働状況、運用状況並びにエネルギー使用量その他必要な項目について調査・分析を行い、それらの結果に基づき、表2の内容を含む省エネルギー対策に係る設備・機器の導入、改修及び運用改善、並びにエネルギー管理体制・管理方法について提案が行われるものであること。
----------	---

備考) 当該庁舎等においてエネルギー管理を実施するに当たって必要となる各種目標の設定に係る提案は、エネルギー管理方法に含まれる。建物の屋上等において設置するものとする。

表1

一級建築士
一級建築施工管理技士
一級電気工事施工管理技士
一級管工事施工管理技士
技術士（建設、電気・電子、機械、衛生工学、環境）
エネルギー管理士
建築設備士
電気主任技術者

表2

過去3年間程度のエネルギー消費実績及び光熱水費実績、設備の保有と稼働状況
設備・機器ごとのエネルギー消費量の実績又は推計及び推計根拠
エネルギー消費量に関するベースラインの推定と推定根拠
設備・機器の導入、改修に伴う省エネルギー量の推計及び推計根拠
運用改善項目及びそれらに伴う省エネルギー量の推計及び推計根拠
設備・機器の導入、改修に伴う必要投資額及びその投資額に関する推定根拠

<p>食堂</p>	<p>判断基準</p> <p>○庁舎又は敷地内において委託契約等により営業している食堂にあっては、次の要件を満たすこと。</p> <p>①生ゴミを減容及び減量する等再生利用に係る適正な処理が行われるものであること。</p> <p>②繰り返し利用できる食器が使われていること。</p> <p>③食堂内における飲食物の提供に当たっては、ワンウェイのプラスチック製の容器等を使用しないこと。ただし、利用者の飲食に支障を来す場合又は代替する手段がない場合はこの限りではない。</p> <p>④食品廃棄物の発生量の把握並びに発生抑制及び再生利用等のための計画の策定、目標の設定が行われていること。</p> <p>⑤食品廃棄物等の発生抑制の目標値が設定されている業種に該当する場合は、食品廃棄物等の単位当たり発生量がこの目標値以下であること。</p> <p>⑥食品循環資源の再生利用等の実施率が、食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令(平成 13 年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第 4 号。以下「判断基準省令」という。)で定める基準実施率を達成していること又は目標年に目標値を達成する計画を策定すること。</p> <p>⑦提供する飲食物の量を調整可能とすること又は消費者に求められた場合に持ち帰り用容器を提供すること等により、食べ残し等の食品ロスの削減が図られていること。</p> <p>⑧食堂内の掲示を利用する等、飲食物の食べ残しが減るよう食堂の利用者に対する呼びかけ、啓発等が行われていること。</p> <p>⑨食堂の運用に伴うエネルギー使用量(電力、ガス等)、水使用量を把握し、省エネルギー・節水のための措置を講じていること。</p> <p>配慮事項</p> <p>①生ゴミ処理機等による処理後の生成物は肥料化、飼料化又はエネルギー化等再生利用されるものであること。</p> <p>②生分解性の生ゴミ処理袋又は水切りネットを用いる場合は、生ゴミと一緒にコンポスト処理すること。</p> <p>③食堂で使用する食材は、地域の農林水産物の利用の促進に資するものであること。</p> <p>④食堂で使用する加工食品・化成品の原料に植物油脂が使用される場合にあつては、持続可能な原料が使用されていること。</p> <p>⑤修繕することにより再使用可能な食器、又は再生材料が使用された食器が使われていること。</p> <p>⑥再使用のために容器包装の返却・回収が行われていること。</p> <p>⑦食材等の輸送に伴う環境負荷の低減が図られていること。</p>
-----------	---

- 備考) 1 会議等において提供される飲物等を庁舎又は敷地内において委託契約等により営業している食堂・喫茶店等の飲食店から調達する場合は、本項の判断基準を準用する。
- 2 判断基準④及び⑥の「再生利用等」とは、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成 12 年法律第 116 号。以下「食品リサイクル法」という。)に基づく再生利用等のことをいう。
- 3 判断基準④及び⑤の「発生抑制」とは、判断基準省令に基づく食品廃棄物等の発生の抑制のことをいう。
- 4 判断基準⑤については、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等多量発生事業者該当しない場合において、食品廃棄物等の単位当たりの発生量が目標値以下であること又は当該目標値を達成するための自主的な計画を策定していることで、適合しているものとみなす。
- 5 判断基準⑦に関して、食堂は客から持ち帰りを求められた場合には、食中毒等のリスクや取扱方法等、衛生上の注意事項を十分に説明の上、持ち帰り容器を提供する。なお、生や半生の

食品などについて持ち帰りが求められた場合や外気温が高い真夏など、食中毒等のリスクが高い場合には、要望に応じずに提供する分量を調節し、極力食べ残しが発生しないように努めることが求められる。

- 6 判断基準⑨については、食堂の運用に伴うエネルギー使用量、水使用量の把握が可能な場合に適用する。
- 7 配慮事項③の「地域の農林水産物の利用」とは、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第25条の趣旨を踏まえ、国内の地域で生産された農林水産物をその生産された地域内において消費すること及び地域において供給が不足している農林水産物がある場合に他の地域で生産された当該農林水産物を消費することをいう。

自動車整備	<p>判断基準</p> <p>①自動車リサイクル部品（リユース部品（使用済自動車から取外され、品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品をいう。）又はリビルド部品（使用済自動車から取り外され、磨耗又は劣化した構成部品を交換、再組み立て、品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品をいう。）を使用していること。</p> <p>②エンジン洗浄を実施する場合にあっては、以下の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 大気汚染物質（炭化水素及び一酸化炭素）がエンジン洗浄実施前後において、20%以上削減されること。</p> <p>なお、エンジン洗浄を実施すべき自動車の状態については、大気汚染物質の発散防止のために通常必要となる整備の実施後において、炭化水素測定器及び一酸化炭素測定器による炭化水素及び一酸化炭素の測定結果が、表の区分ごとの値を超える場合とする。</p> <p>イ. エンジン洗浄の実施直後及び法定12ヶ月点検において判断基準の効果を確認し、通常必要となる整備が適切に実施されており、かつエンジン洗浄実施前の測定値から20%以上削減されていなかった場合、無償で再度エンジン洗浄を実施する等の補償を行う体制が確保されていること。</p> <p>配慮事項</p> <p>①製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>②エンジン洗浄の環境負荷低減効果に係る情報の収集・蓄積が図られていること。また、エンジン洗浄に関する環境負荷低減効果や費用等に係る詳細な情報提供を積極的に行うとともに、当該情報が開示されていること。</p> <p>③ロングライフクーラントの再利用に努めていること。</p> <p>④自動車整備に当たって、使用するエネルギーや溶剤等の資源の適正使用に努め、環境負荷低減に配慮されていること。</p>
-------	--

- 備考) 1 本項の判断基準①は、定期点検整備のほか、故障、事故等による自動車修理等を行うために、自動車整備事業者等に発注する役務であって、部品交換を伴うもの（消耗品の交換を除く。）を対象とする。
- 2 本項における「自動車」とは、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（但し、二輪車は除く。）をいう。
- 3 部品の種類により、商品のないもの又は適時での入手が困難な場合においては、新品部品のみによる整備を無理に排除しないものとする。
- 4 本項の判断基準②の対象とする「エンジン洗浄」は、炭化水素測定器及び一酸化炭素測定器による測定を伴う定期点検整備等を行うため自動車整備事業者等に発注する役務であって、表の基準を超える場合に実施する自動車のエンジン燃焼室の洗浄により内部に蓄積されたカーボン・スラッジ等を取り除くものをいう。
- 5 本項の判断基準②については、ガソリンを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（2サイクル・エンジンを有するこれらのものを除く）を対象とする。
- 6 本項の判断基準②アのエンジン洗浄を実施すべき排出ガスの基準は、「大気汚染防止法に基づく自動車排出ガスの量の許容限度」（昭和49年環境庁告示第1号）による。
- 7 エンジン洗浄を実施していない自動車整備事業者や自動車販売事業者からの当該作業の依頼

については、対応を図る体制が確保されていること。

表 エンジン洗浄を実施すべき排出ガスの基準

自動車の種類	一酸化炭素 (CO)	炭化水素 (HC)
普通自動車、小型自動車	1%	300ppm
軽自動車	2%	500ppm

<p>庁舎管理</p>	<p>判断基準</p> <p>①庁舎管理において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断基準を満たしている物品が使用されていること。</p> <p>②次のアからエに係る設備の管理、計測及び記録、保守及び点検について、管理基準に基づきエネルギー使用の合理化を図ること。</p> <p>ア. 空気調和設備、換気設備 イ. ボイラー設備、給湯設備 ウ. 照明設備、昇降機、動力設備 エ. 受変電設備</p> <p>③当該施設における省エネルギーに関する計画を定めるとともに、実施すべき省エネルギー対策を選定し、当該対策に係る実施基準等に基づき、その実施状況及び対策効果を施設管理者に毎月報告すること。また、対策の実施結果を踏まえ、必要な省エネルギー対策の見直しを行うこと。</p> <p>④常駐管理の場合にあっては、エネルギーの使用量、水の使用量又は廃棄物の排出量について施設管理者に毎月報告し、前月比又は前年同月比で著しく増加した場合は、施設管理者に次の提案が行われるものであること。また、使用量及び排出量が著しく減少した場合は、その要因についても検証すること。</p> <p>ア エネルギー使用量が増加した場合は、その要因分析及びその分析結果を踏まえた適切な省エネルギー対策（施設利用者と連携して行う省エネルギー対策を含む。）。</p> <p>イ 水の使用量が増加した場合は、その要因分析及びその分析結果を踏まえた適切な節水対策（施設利用者と連携して行う節水対策を含む。）。</p> <p>ウ 廃棄物の排出量が増加した場合は、その要因分析及びその分析結果を踏まえた適切な廃棄物排出抑制対策、省資源対策（施設利用者と連携して行う廃棄物排出抑制対策、省資源対策を含む。）。</p> <p>⑤常駐管理以外にあっては、エネルギーの使用量、水の使用量及び廃棄物の排出量が前月比又は前年同月比で著しく増加した場合は、施設管理者と協力してその要因分析を行い、削減対策について提案が行われるものであること。また、使用量及び排出量が著しく減少した場合は、その要因についても検証すること。</p> <p>⑥省エネルギー診断を実施した施設にあっては、診断結果に基づき設備・機器等の運用改善の措置が講じられていること。</p> <p>⑦エネルギー管理システムを導入している施設にあっては、エネルギー消費の可視化及び把握したデータの分析結果に基づくエネルギー消費効率化の措置が講じられていること。</p> <p>⑧庁舎管理に空気調和設備、熱源設備の維持管理を含む場合にあっては、冷媒として用いられるフロン類の漏えいの防止のための適切な措置が講じられていること。</p>
-------------	---

	<p>配慮事項</p> <p>①建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に基づく建築物環境衛生管理基準等に配慮されていること。</p> <p>②エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく「工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針」（平成25年経済産業省告示第271号）を踏まえ、庁舎における電気の需要の平準化に資する措置の適切かつ有効な実施が図られていること。</p> <p>③エネルギーの使用状況等を詳細に分析・評価し、設備・機器等、システムを適切に管理・運用すること等により、温室効果ガスの排出削減が図られていること。</p> <p>④施設のエネルギー管理、使用実態に関する分析・評価に当たっては、各種管理・評価ツールの活用を努めていること。</p> <p>⑤庁舎管理に必要な省エネルギー、省資源、廃棄物排出抑制等に係る専門技術を有する担当者が配置されるとともに、当該技術を有する人材の育成に向けた教育・研修等の継続的な実施に努めていること。</p> <p>⑥庁舎管理において使用する物品の調達に当たっては、特定調達品目に該当しない場合であっても、資源採取から廃棄に至るライフサイクル全体についての環境負荷の低減に考慮するよう努めていること。</p>
--	--

- 備考) 1 判断基準②から⑤及び配慮事項②から⑤については、契約の対象となる業務の範囲に当該基準に関連する内容が含まれる場合に適用することが望ましい。
- 2 「常駐管理」とは定められた時刻において、業務実施者が常駐し、常時施設の運転・監視及び日常点検・保守等の業務にあたる管理形態をいう。
- 3 庁舎管理に係る判断基準②の管理基準は、別表1に示したエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」（平成21年経済産業省告示第66号）を参考とし、必要に応じ、施設管理者と協議の上、定めるものとする。
- 4 判断基準③の施設における省エネルギーに関する計画は、当該施設の管理形態、建物の規模、設備・機器等の利用状況を勘案し、施設管理者と協議の上、省エネルギーに係る目標、実施すべき省エネルギー対策、推進体制等を盛り込むものとする。また、実施すべき省エネルギー対策（当該対策に係る実施基準を含む。）は、別表2を参考として選定するものとする。
- 5 「施設利用者」とは、入居者または来庁者をいう。
- 6 判断基準②から⑤については、施設の改修、大規模な設備・機器の更新・導入等の措置・対策は含まれないものとする。
- 7 判断基準⑥の省エネルギー診断は、本基本方針に示した「2.5 役務」の「省エネルギー診断」をいう。
- 8 判断基準⑦のエネルギー管理システムは、本基本方針に示した「2.3 設備」の「エネルギー管理システム」をいう。
- 9 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に定める物質をいう。
- 10 配慮事項④の「各種管理・評価ツール等」には、学会、業界団体等において作成されたマニュアル、ガイドライン等を含む。
- 11 調達を行う各部局等は、省エネルギー・低炭素化の推進の観点から、次の事項に留意すること。
- ア. 庁舎管理を複数年契約で調達する場合は、当該契約期間に応じた温室効果ガスの排出削減等に係る目標を設定するとともに、毎年度達成状況を評価し、目標達成に向けた継続的な運用改善が図られるよう努めること。なお、単年度契約の場合であっても、適切な対応が図られるよう努めること。
- イ. 省エネルギー診断の実施、エネルギー管理システムの導入について、可能な施設から積極的に対応を図るよう努めること。

工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（抄）

対象	管理	計測及び記録	保守及び点検
空気調和設備、換気設備	<p>ア. 空気調和を施す区画を限定し、ブラインドの管理等による負荷の軽減、設備の運転時間、室内温度、換気回数、湿度、外気の有効利用等についての管理標準を設定。なお、冷暖房温度は、政府の推奨する設定温度を勘案した管理標準とする。</p> <p>イ. 燃焼を行う熱源設備の管理は、空気比についての管理標準を設定。</p> <p>ウ. 熱源設備、熱搬送する設備、空気調和機設備の管理は、外気条件変動等に応じ、冷却水温度や冷温水温度、圧力等の設定により、空気調和設備の総合的なエネルギー効率を向上させるよう管理標準を設定。</p> <p>エ. 複数の熱源機で構成されている場合は、外気条件の季節変動や負荷変動等に応じ、稼働台数の調整又は稼働機器の選択により熱源設備の総合的なエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定。</p> <p>オ. 熱搬送設備が複数のポンプで構成されている場合は、季節変動等に応じ、稼働台数の調整又は稼働機器の選択により総合的なエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定。</p> <p>カ. 空気調和機設備が複数の空気調和機で構成されている場合は、混合損失の防止や負荷の状態に応じ、稼働台数の調整又は稼働機器の選択により総合的にエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定。</p> <p>キ. 換気設備の管理は、換気を施す区画を限定し、換気量、運転時間、温度等についての管理標準を設定。</p>	<p>ア. 空気調和を施す区画ごとに、温度、湿度その他の空気の状態の把握及び空気調和の効率の改善に必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定。これらの事項を定期的に計測し、その結果を記録。</p> <p>イ. 空気調和設備を構成する熱源設備、熱搬送設備、空気調和機設備は、個別機器の効率及び空気調和設備全体の総合的な効率の改善に必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定。これらの事項を定期的に計測し、その結果を記録。</p> <p>ウ. 換気を施す区画ごとに温度、二酸化炭素濃度その他の空気の状態の把握及び換気効率の改善に必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定。これらの事項を定期的に計測し、その結果を記録。</p>	<p>ア. 空気調和設備を構成する熱源設備、熱搬送設備、空気調和機設備は、保温材や断熱材の維持、フィルターの目づまり及び凝縮器や熱交換器に付着したスケールの除去等個別機器の効率及び空気調和設備全体の総合的な効率の改善に必要な事項の保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持。</p> <p>イ. 空気調和設備、換気設備の自動制御装置の管理に必要な事項の保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持。</p> <p>ウ. 換気設備を構成するファン、ダクト等は、フィルターの目づまり除去等個別機器の効率及び換気設備全体の総合的な効率の改善に必要な事項の保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持。</p>
ボイラー設備、給湯設備	<p>ア. ボイラー設備は、ボイラーの容量及び使用する燃料の種類に応じて空気比についての管理標準を設定。</p> <p>イ. ア. の管理標準は、ボイラー</p>	<p>ア. ボイラー設備は、燃料の供給量、蒸気の圧力、温水温度、排ガス中の残存酸素量、廃ガスの温度、ボイラー給</p>	<p>ア. ボイラー設備の効率の改善に必要な事項の保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行</p>

対象	管理	計測及び記録	保守及び点検
	<p>に関する基準空気比の値を基準として空気比を低下させるように設定。</p> <p>ウ. ボイラー設備は、蒸気等の圧力、温度及び運転時間に関する管理標準を設定し、適切に運転し過剰な蒸気等の供給及び燃料の供給をなくす。</p> <p>エ. ボイラーへの給水は水質に関する管理標準を設定し、水質管理を行う。なお、給水水質の管理は、JIS B 8223（ボイラーの給水及びボイラー水の水質）に規定するところ（これに準ずる規格を含む。）により行う。</p> <p>オ. 複数のボイラー設備を使用する場合は、総合的なエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定し、適切な運転台数とする。</p> <p>カ. 給湯設備の管理は、季節及び作業の内容に応じ供給箇所の限定や供給期間、給湯温度、給湯圧力その他給湯の効率の改善に必要な事項についての管理標準を設定。</p> <p>キ. 給湯設備の熱源設備の管理は、負荷の変動に応じ、熱源機とポンプ等の補機を含めた総合的なエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定。</p> <p>ク. 給湯設備の熱源設備が複数の熱源機で構成されている場合は、負荷の状態に応じ、稼働台数の調整により熱源設備の総合的なエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定。</p>	<p>水量その他のボイラーの効率の改善に必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定。これらの事項を定期的に計測し、その結果を記録。</p> <p>イ. 給湯設備は、給水量、給湯温度その他給湯の効率の改善に必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定。これらの事項を定期的に計測し、その結果を記録。</p>	<p>い、良好な状態に維持。</p> <p>イ. ボイラー設備の保温及び断熱の維持、スチームトラップの蒸気の漏えい、詰まりを防止するように保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持。</p> <p>ウ. 給湯設備は、熱交換器に付着したスケールの除去等給湯効率の改善に必要な事項、自動制御装置の管理に必要な事項の保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持。</p>
<p>照明設備、昇降機、動力設備</p>	<p>ア. 照明設備は、JIS Z 9110（照度基準）又はZ 9125（屋内作業場の照明基準）及びこれらに準ずる規格に規定するところにより管理標準を設定して使用。また、過剰又は不要な照明をなくすように管理標準を設定し、調光による減光又は消灯を行う。</p> <p>イ. 昇降機は、時間帯や曜日等により停止階の制限、複数台ある場合には稼働台数の制限等に関して管理標準を設定し、</p>	<p>照明設備は、照明を施す作業場所等の照度の計測及び記録に関する管理標準を設定。定期的に計測し、その結果を記録。</p>	<p>ア. 照明設備は、照明器具及びランプ等の清掃並びに光源の交換等保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行う。</p> <p>イ. 昇降機は、電動機の負荷となる機器、動力伝達部及び電動機の機械損失を低減するよう保守及び点検に関する管理標準を設定。定期</p>

対象	管理	計測及び記録	保守及び点検
	<p>効率的な運転を行う。</p>		<p>的に保守及び点検を行う。</p> <p>ウ. 給排水設備、機械駐車設備等の動力設備は、負荷機械（電動機の負荷となる機械をいう。以下同じ。）、動力伝達部及び電動機における機械損失を低減するように保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行う。また、負荷機械がポンプ、ファン等の流体機械の場合は、流体の漏えいを防止し、流体を輸送する配管、ダクトの抵抗を低減するように保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行う。</p>
<p>受変電設備</p>	<p>ア. 変圧器及び無停電電源装置は、部分負荷における効率を考慮して、変圧器及び無停電電源装置の全体の効率が高くなるように管理標準を設定し、稼働台数の調整及び負荷の適正配分を行う。</p> <p>イ. 受電端における力率は、95パーセント以上とすることを基準として進相コンデンサ等を制御するように管理標準を設定して管理。</p>	<p>事務所その他の事業場における電気の使用量並びに受変電設備の電圧、電流等電気の損失を低減するために必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定。これらの事項を定期的に計測し、その結果を記録。</p>	<p>受変電設備は、良好な状態に維持するように保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行う。</p>

別表 2

庁舎管理・利用に係る省エネルギー対策例

対象 設備等	省エネルギー対策（例）	選 択 提 案	管理基準（例）		① 日 常 定 期 点 検	② 利 用 者 の 協 力	③ 管 理 運 用 面
			常駐管理	常駐管理以外			
熱源空 調設備 共通	室内設定温湿度条件の変更		季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施			○
	運転時間短縮など機器の起動・停止期間の最適な値に設定		毎日実施	季節ごとに実施	○		
	季節ごと・室内負荷状況に応じた最適な運転方法の設定		週1回以上実施	季節ごとに実施			○
	空調終了前に関連補機（外調機・熱源機器）などの停止		毎日実施	—	○		
	インテリア・ペリメータの年間冷暖房の取りやめ		季節・外気温に応じ実施	—			○
	冷房・暖房同時使用に伴うミキシングロスの確認及び防止		随時実施	随時実施	○		
	温湿度センサを適正な位置に取付		必要に応じ実施	必要に応じ実施	○		
	吹出口の位置、方向の調整による温度分布の均一化		必要に応じ実施	必要に応じ実施	○		
	冷暖房期間の短縮化		季節・外気温に応じ実施	—		○	
	空室・倉庫等の空調換気の停止		必要に応じ実施	必要に応じ実施			○
	運転時間の短縮		毎日実施	—			○
	残業時間帯の空調制限		毎日実施	—		○	
	ブラインド・カーテンの休日前の閉止による休日明けの空調負荷の低減		毎日実施	—		○	
	早朝・深夜の清掃作業における空調制限		毎日実施	—			○
	空調時間帯の扉・窓開放の禁止		季節・外気温に応じ実施	—		○	
	空調の障害となる間仕切り・家具の配置の変更		随時実施	—		○	
	共用部の温度設定を居室よりも緩和する措置の実施		毎日実施	季節ごとに実施			○
	クールビズ・ウォームビズの実施		季節ごとに実施	季節ごとに実施		○	
	夏季における屋上等への散水の実施		当該期間外気温に応じ実施	—			○
	個別 空調機	各種センサーを含む自動制御装置の適正保守の実施		随時実施	随時実施	○	
エアークフィルタの定期清掃の実施			年2回以上実施	年2回以上実施	○		
冷温水フィンコイルの定期清掃の実施			年2回以上実施	年2回以上実施	○		
空調の還気、吹出口の障害物除去			随時実施	—	○		
ウォーミングアップ制御の採用			毎日実施	—			○
空調立上げ時に対し定常運転後に設定温度を2℃～3℃上げる措置			季節・外気温に応じ実施	—			○
窓の開閉による自然換気の採用			季節・外気温に応じ実施	—		○	
外気温度の低い夜間に適温外気を取り入れるナイトパージの実施			季節・外気温に応じ実施	—			○
吸気口と排気口の近接により生じるショートサーキットの防止			随時実施	随時実施			○
スケジュール運転の実施			随時実施	随時実施			○

対象設備等	省エネルギー対策（例）	選択提案	管理基準（例）		① 日 常 定 期 点 検	② 利 用 者 の 協 力	③ 管 理 運 用 面
			常駐管理	常駐管理以外			
個別空調機	ダクトのエアリー漏れ・水漏れ・保温材の脱落等の保守管理徹底		年1回以上実施	年1回以上実施	○		
	全熱交換器の清掃管理		年2回以上実施	年2回以上実施	○		
	全熱交換器の停止措置		季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施			○
	温湿度を一定の範囲内で制御するゼロエナジーバンドの設定		毎日実施	—			○
セントラル空調システム関連	冷水は高め、温水は低め、冷却水は低めの温度管理		毎日実施	—			○
	冷温水の大温度差運転の制御運転の実施（ポンプの搬送動力の低減）		随時実施	—			○
	冷温水・冷却水の定期的な水質管理の実施（熱伝導率低下の防止）		月1回以上実施	月1回以上実施	○		
	空調終了30分程度前の熱源機器の停止		毎日実施	—			○
冷凍機	冷凍機の運転圧力の適正管理		随時実施	随時実施	○		
	蒸発器・凝縮器の薬洗・ブラシ清掃などのチューブ内部洗浄の実施		必要に応じ実施	必要に応じ実施	○		
	温度計・圧力計等の計測機器の機能維持、点検整備の実施		年2回以上実施	年2回以上実施	○		
	マノメータ・センサ等の計測機器の機能維持、点検整備の実施		年2回以上実施	年2回以上実施	○		
	機器のCOP値（効率）の管理		随時実施	—	○		
冷温水発生機・吸収式冷凍機	機内の機密の適正な維持管理		随時実施	随時実施	○		
	蒸発器・凝縮気薬洗・ブラシ清掃などのチューブ内部清掃の実施		年2回以上実施	年2回以上実施	○		
	温度計・圧力計等の計測機器の機能維持、点検整備の実施		年2回以上実施	年2回以上実施	○		
	マノメータ・センサ等の計測機器の機能維持、点検整備の実施		年2回以上実施	年2回以上実施	○		
	機器のCOP値（効率）の管理		随時実施	—	○		
冷却塔	冷却水出入口温度の適正化		随時実施	随時実施	○		
	充填材の汚れ、水質の汚れ等の管理		随時実施	随時実施	○		
	冷却塔水槽の清掃		随時実施	随時実施	○		
	バルブの開閉状態の確認		随時実施	随時実施	○		
	冷却水の薬注管理の実施		随時実施	随時実施	○		
蓄熱槽	空調負荷予測等を踏まえた蓄熱槽における水・氷蓄熱量の最適な運転の実施		随時実施	—			○
	槽内温度分布の適正管理		随時実施	—			○
ファンコイル	ペリメータ用ファンコイルの最適な運転（時間帯・設定温度）		季節・外気温に応じ実施	—	○		
	エアフィルタの定期的な清掃		月1回以上実施	月1回以上実施	○		
	冷温水フィンコイルの定期的な清掃		年2回以上実施	年2回以上実施	○		
	空調の還気、吹出し口の障害物の撤去		随時実施	—	○		

対象設備等	省エネルギー対策（例）	選択提案	管理基準（例）		① 日 常 定 期 点 検	② 利 用 者 の 協 力	③ 管 理 運 用 面
			常駐管理	常駐管理以外			
空冷ヒートポンプ	室外機フィンコイルの定期的な洗浄		年1回以上実施	年1回以上実施	○		
	室内機フィンコイルの定期的な洗浄		年1回以上実施	年1回以上実施	○		
	室内機エアフィルタの定期的な清掃		月1回以上実施	月1回以上実施	○		
	運転圧力・運転電流等による運転状況の確認・管理		毎日実施	—	○		
	全熱交換器の清掃		年2回以上実施	年2回以上実施	○		
	全熱交換器の停止措置		季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施			○
水冷パッケージ方式	室内機フィンコイルの定期的な洗浄		年1回以上実施	年1回以上実施	○		
	エアフィルタの定期的な清掃		月1回以上実施	月1回以上実施	○		
	運転圧力・運転電流等による運転状況の確認・管理		毎日実施	—	○		
	全熱交換器の清掃		年2回以上実施	年2回以上実施	○		
	全熱交換器の停止措置		季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施			○
	冷却水薬洗の実施		年1回以上実施	年1回以上実施	○		
給排気設備	機械室・電気室、倉庫の換気量の制限		随時実施	随時実施	○		
	不使用室の換気停止（倉庫、機械室等）		必要に応じ実施	必要に応じ実施			○
	窓の開閉による自然換気の採用		季節・外気温に応じ実施	—		○	
	ファンベルトの点検・交換		年1回以上実施	年1回以上実施	○		
	排熱用換気ファンの起動設定温度の変更		必要に応じ実施	必要に応じ実施	○		
	ファン、ダクト等のフィルターの目詰まり除去		必要に応じ実施	必要に応じ実施	○		
	換気風量の適正な値への設定、外気量の削減		必要に応じ実施	—	○		
ポンプ関連	二次ポンプの起動・停止・圧力・流量が最適な状態になるように設定		随時実施	—	○		
	グランドパッキン等の水量適正管理		月1回以上実施	月1回以上実施	○		
	断熱材の状態管理		年2回以上実施	年2回以上実施	○		
	3管・4管式設備の場合、状況に応じた運転停止等の措置		随時実施	—	○		
ボイラ	空気比・排ガス温度等燃焼装置の適切な設定		随時実施	随時実施			○
	蒸気等の圧力、温水の温度の適切な設定		随時実施	随時実施	○		
	伝熱面の清掃・スケール等の除去		年1回以上実施	月1回以上実施	○		
	熱交換器類の伝熱面の管理		月1回以上実施	月1回以上実施	○		
	ボイラの水質管理（JIS B 8223 による）		月1回以上実施	月1回以上実施	○		
	蒸気トラップの機能維持（ドレンの回収）		月1回以上実施	月1回以上実施	○		
	機器のCOP値（効率）の管理		随時実施	—	○		

対象設備等	省エネルギー対策（例）	選択提案	管理基準（例）		① 日 常 定 期 点 検	② 利 用 者 の 協 力	③ 管 理 運 用 面
			常駐管理	常駐管理以外			
給湯設備	給湯時間の制限と給湯範囲の縮小		季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施	○		
	夏季における手洗い場等の給湯の停止		当該期間毎日実施	当該期間毎日実施		○	
	給湯温度の設定変更		季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施		○	
	使用上、支障のない範囲で給湯の分岐バルブを絞込み		必要に応じ実施	必要に応じ実施	○		
照明設備	作業スペースの過剰照明の消灯、自然採光の活用、窓際の消灯		利用状況に応じ実施	利用状況に応じ実施		○	
	調光による減光		利用状況に応じ実施	利用状況に応じ実施	○		
	廊下・ホールの消灯及び間引き		利用状況に応じ実施	利用状況に応じ実施		○	
	トイレ・給湯室不在時の消灯		毎日実施	—		○	
	空室・倉庫等の消灯		毎日実施	必要に応じ実施			○
	昼休みの消灯		毎日実施	—		○	
	残業実施場所を集約化することによる残業時間帯における部分消灯の実施		毎日実施	—		○	
	始業点灯時間の短縮・制限		毎日実施	—		○	
	器具の清掃による照明効率の向上		年1回以上実施	年1回以上実施	○		
	定期的なランプ交換の実施（蛍光ランプ、HIDランプ等）		1回／2～3年	1回／2～3年			○
	ランプ交換時の初期照度補正の初期化		交換時に実施	—			○
	間仕切りのとりやめ		必要に応じ実施	—		○	
	部分消灯を行いやすくするような照明の点灯範囲における机及び作業場所の適正な配置		必要に応じ実施	—		○	
	ソーラータイマーのこまめな調整		月1回以上実施	月1回以上実施			○
	局部照明の採用		随時実施	—		○	
	照明スイッチに点灯範囲を表示		必要に応じ実施	—		○	
	照明制御設備の作動点検		必要に応じ実施	—	○		
手動によるこまめな点消灯		随時実施	—		○		
搬送設備	エレベータ・エスカレータの運転台数制御（停止階の制限、稼働台数の制御）		毎日実施	—			○
	階段利用の促進		毎日実施	—		○	
	庁舎内配送共同化の実施		毎日実施	—		○	
	電動機の負荷となる機器、動力伝達部及び電動機の機器損失を低減するような保守及び点検		必要に応じ実施	—	○		
給排水・衛生設備	配管のさび・腐食・水漏れの確認		必要に応じ実施	必要に応じ実施	○		
	熱源機とポンプ等の補機を含めたエネルギー消費効率の向上		必要に応じ実施	—			○
	使用上、支障のない範囲で給水の分岐バルブを絞込み		必要に応じ実施	必要に応じ実施			○
	夏季における温水洗浄便座暖房の停止		季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施		○	

対象設備等	省エネルギー対策（例）	選択提案	管理基準（例）		① 日常定期点検	② 利用者の協力	③ 管理運用面
			常駐管理	常駐管理以外			
受変電設備	受変電室の室内温度の見直し		季節ごとに実施	—			○
	デマンドの状況による負荷の調節		随時実施	—			○
	進相用コンデンサによる力率管理の徹底（手動の場合）		随時実施	—	○		
	不要期間・不要時間帯の変圧器の切離し		必要に応じ実施	—			○
	変圧器の稼働台数の調整及び適正負荷の維持		随時実施	—			○
	無停電電源装置の稼働台数の調整及び適正負荷の維持		随時実施	—			○
その他	自動販売機の節電（照明の消灯・夜間運転停止時）の実施		毎日実施	—			○
	OA機器等の昼休み等不使用時における電源の切断		毎日実施	—		○	
	ブラインド・カーテンの有効利用		毎日実施	—		○	
	対象設備・機器等の設定値の確認、運転結果の測定・記録		毎日実施	月1回以上実施	○		
	省エネルギーに必要なエネルギーデータの把握・活用		毎日実施	月1回以上実施	○		

注：「選択提案」は当該施設において実施すべき措置等で選定または提案された項目

「①日常・定期点検」は日常点検・定期点検業務で実施可能な項目

「②利用者の協力」は施設利用者（入居者、来庁者）に協力を求めることにより実施可能な項目

「③管理・運用面」は設備・機器等の管理・運用面において実施可能な項目

植栽管理	<p>判断基準</p> <p>①植栽管理において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断基準を満たしている物品が使用されていること。</p> <p>②病虫害予防として、適切な剪定や刈り込みを行って通風をよくし、日照等を確保するとともに、適切な防除手段を用いて、害虫や雑草の密度を低いレベルに維持する総合的病虫害・雑草管理を行う体制が確保されていること。</p> <p>③農薬の使用の回数及び量の削減に努めているとともに、農薬取締法に基づいて登録された適正な農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って、適正かつ効果的に使用されるものであること。</p> <p>配慮事項</p> <p>①灌水の雨水利用に配慮されていること。</p> <p>②剪定・除草において発生した、小枝・落葉等の処分について、堆肥化等の環境負荷低減が図られていること。</p> <p>③施肥に当たって、植栽管理において発生した落葉等からできた堆肥（土壌改良材）が使用されていること。</p> <p>④剪定・伐採等にチェーンソーを使用する場合のチェーンソーオイルは、生分解性のものが使用されていること。</p> <p>⑤植え替え等が生じた場合、既存の植栽を考慮し、病虫害の発生しにくい樹種の選定等について、施設管理者への提案が行われること。</p> <p>⑥植栽管理に当たり、使用する機材・器具等については、可能な限り環境負荷低減策が講じられていること。</p> <p>⑦植栽管理に当たり、可能な限り、再使用又は再生利用可能であって、土の代替となる植込み材の使用に努めていること。</p>
------	---

- 備考) 1 本項の判断基準の対象とする「植栽管理」とは、庁舎周辺等の植栽地及び屋上緑化等の管理とする。
- 2 判断基準②の「総合的病害虫・雑草管理を行う体制」とは、発生状況等の調査、被害の早期発見、剪定や捕殺などの物理的防除も含めた防除方法の選択等、経済性を考慮しつつ健康と環境への負荷の軽減を総合的に講じる体制をいう。
- 3 判断基準②及び③については、農薬の使用に係る施設管理者や周辺地域への情報提供、農薬の飛散防止、適正使用の記録の保持等、「住宅地等における農薬使用について（平成25年4月26日付25消安第175号環水大土発第1304261号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長連名通知）」に準拠したものであること。
- 4 生分解度の試験方法は、次のいずれかの方法とする。ただし、これらの試験方法については、10-d window を適用しない。
- ※OECD（経済協力開発機構）化学品テストガイドライン
- ・ 301B（CO₂ 発生試験）
 - ・ 301C（修正MITI（I）試験）
 - ・ 301F（Manometric Respirometry 試験）
- ※ASTM（アメリカ材料試験協会）
- ・ D5864（潤滑油及び潤滑油成分の水環境中の好氣的生分解度を決定する標準試験法）
 - ・ D6731（密閉respirometer 中の潤滑油、又は潤滑油成分の水環境中の好氣的生分解度を決定する標準試験法）

加煙試験	判断基準 ○加煙試験器の発煙体にフロン類が使用されていないこと。
	配慮事項 ○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

- 備考) 1 消防設備点検業務等に加煙試験を含む場合にも、本項の判断基準を適用する。
- 2 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に定める物質をいう。

清掃	判断基準 ①清掃において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断基準を満たしている物品が使用されていること。 ②洗面所の手洗い洗剤として石けん液又は石けんを使用する場合には、資源有効利用の観点から、廃油又は動植物油脂を原料とした石けん液又は石けんが使用されていること。ただし、植物油脂が原料として使用される場合にあっては、持続可能な原料が使用されていること。 ③ごみの収集は、資源ごみ（紙類、缶、びん、ペットボトル等）、生ごみ、可燃ごみ、不燃ごみを分別し、適切に回収が実施されていること。 ④資源ごみのうち、紙類については、古紙のリサイクルに配慮した分別・回収が実施されていること。また、分別が不徹底であった場合や排出量が前月比又は前年同月比で著しく増加した場合は、施設管理者と協力して改善案の提示がなされること。 ⑤清掃に使用する床維持剤（ワックス）、洗浄剤等の揮発性有機化合物の含有量が指針値以下であること。 ⑥環境負荷低減に資する技術を有する適正な事業者であり、より環境負荷低減が図られる清掃方法等について、具体的提案に努めること。
----	--

配慮事項

- ①清掃に用いる床維持剤、洗浄剤等は、使用量削減又は適正量の使用に配慮されていること。
- ②補充品等は、過度な補充を行わないこと。
- ③洗剤の原料に植物油脂が使用される場合にあっては、持続可能な原料が使用されていること。
- ④洗剤を使用する場合は、清掃用途に応じ適切な水素イオン濃度（pH）のものが使用されていること。
- ⑤清掃に使用する床維持剤、洗浄剤等については、可能な限り指定化学物質を含まないものが使用されていること。
- ⑥清掃に当たって使用する電気、ガス等のエネルギーや水等の資源の削減に努めていること。
- ⑦建物の状況に応じた清掃の適切な頻度を提案するよう努めていること。
- ⑧清掃において使用する物品の調達に当たっては、特定調達品目に該当しない場合であっても、資源採取から廃棄に至るライフサイクル全体についての環境負荷の低減に考慮するよう努めること。

- 備考) 1 判断基準②の「持続可能な原料が使用されていること」とは、石けん液又は石けんの製造事業者が原料に係る持続可能な調達方針を作成した上で当該方針に基づき原料を調達している場合をいう。
- 2 判断基準④の紙類の排出にあたって、調達を行う各部局等は、庁舎等における紙類の使用・廃棄の実態を勘案しつつ、別表1及び2を参考とし、清掃事業者等と協議の上、古紙排出に当たっての分類を定め、古紙再生の阻害要因となる材料の混入を排除して、分別を徹底すること。印刷物について、印刷役務の判断基準を満たしたリサイクル対応型印刷物は、紙向けの製紙原料として使用されるよう、適切に分別すること。
- 3 判断基準⑤の揮発性有機化合物の指針値については、厚生労働省の定める室内濃度指針値に基づくものとする。
- 4 判断基準⑥の環境負荷低減が図られる清掃方法等とは、汚染度別の清掃方法の採用、室内環境の汚染前に除去する予防的清掃方法の採用、清掃用機材の性能維持による確実な汚染除去の実施等をいう。
- 5 配慮事項④については、家庭用品品質表示法に基づく水素イオン濃度（pH）の区分を参考とすること。なお、床維持剤及び床用洗浄剤については、原液でpH5～pH9が望ましい。
- 6 配慮事項⑤の「指定化学物質」とは、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の対象となる物質をいう。
- 7 調達を行う各部局等は、床維持剤の剥離洗浄廃液等の建築物の清掃作業に伴う廃液の適正処理を図るよう必要な措置を講ずること。

別表 1

古紙の分別方法（例）

分類	品目
新聞	新聞（折込チラシを含む）
段ボール	段ボール
雑誌	ポスター、チラシ 雑誌、報告書、カタログ、パンフレット、書籍、ノートなど冊子形状のもの
OA 用紙	コピー用紙及びそれに準ずるもの
リサイクル対応 型印刷物	「印刷用の紙にリサイクルできます」の印刷物（Aランクの材料のみ使用）
	「板紙にリサイクルできます」の印刷物（AまたはBランクの材料のみ使用）
その他雑がみ	封筒、紙箱、DM、メモ用紙、包装紙など上記以外の紙
シュレッダー屑	庁舎等内において裁断処理した紙

備考）「リサイクル対応型印刷物」とは、印刷に係る判断基準（印刷参照）に示された印刷物のリサイクル適性が表示された印刷物をいう。

別表 2

古紙再生の阻害要因となる材料（例）

分類	種類
紙製品	粘着物の付いた封筒
	防水加工された紙
	裏カーボン紙、ノーカーボン紙（宅配便の複写伝票など）
	圧着はがき
	感熱紙
	写真、インクジェット写真プリント用紙、感光紙
	プラスチックフィルムやアルミ箔などを貼り合わせた複合素材の紙
	金・銀などの金属が箔押しされた紙
	臭いの付いた紙（石けんの個別包装紙、紙製の洗剤容器、線香の紙箱等）
	捺染紙（昇華転写紙、アイロンプリント紙等）
	感熱発泡紙
	合成紙
	汚れた紙（使い終わった衛生用紙、食品残さなどで汚れた紙等）
紙以外	粘着テープ類
	ワッペン類
	ファイルの金属
	金属クリップ類
	フィルム類
	発泡スチロール
	セロハン
	プラスチック類
	ガラス製品
	布製品

<p>タイルカーペット洗淨</p>	<p>判断基準</p> <p>①洗淨に使用する機器の消費電力量が0.22kWh/m²以下であること。</p> <p>②洗淨に使用する水量が40L/m²以下であること。</p> <p>③洗淨に使用する洗剤等は、清掃に係る判断基準（「清掃」参照。）を満たすこと。</p> <p>④洗淨完了後のタイルカーペットを水洗いした回収水の透視度が5ポイント以上であること。</p> <p>配慮事項</p> <p>①洗淨に用いる洗剤等は、使用量削減又は適正量の使用に配慮されていること。</p> <p>②洗剤の原料に植物油脂が使用される場合にあっては、持続可能な原料が使用されていること。</p> <p>③洗淨に使用する洗剤等については、指定化学物質を含まないものが使用されていること。</p> <p>④洗淨に当たって使用する電気等のエネルギーや水等の資源の削減に努めていること。</p>
-------------------	--

- 備考) 1 本項の判断基準の対象とする「タイルカーペット洗淨」とは、敷設されたタイルカーペットを取り外し、施工現場又は事業所等においてタイルカーペットの汚れを遊離・分解し洗い流すとともに、汚水が残らないように吸引若しくは脱水することをいう。
- 2 判断基準④の透視度はJIS K 0120による。
- 3 配慮事項③の「指定化学物質」とは、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）の対象となる物質をいう。

<p>機密文書処理</p>	<p>判断基準</p> <p>①当該施設において排出される紙の種類や量を考慮し、施設の状態に応じた分別方法及び処理方法の提案がなされ、製紙原料として適切な回収が実施されること。</p> <p>②機密文書の処理に当たっては、排出・一時保管、回収、運搬、処理の各段階において、機密漏洩に対する適切な対策を講じたうえで、製紙原料としての利用が可能となるよう次の事項を満たすこと。</p> <p>ア. 古紙再生の阻害となるものを除去する設備や体制が整っていること。</p> <p>イ. 直接溶解処理に当たっては、異物除去システムが導入された設備において処理されること。</p> <p>ウ. 破碎処理に当たっては、可能な限り紙の繊維が保持される処理が行われること。</p> <p>③適正処理が行われたことを示す機密処理・リサイクル管理票を発注者に提示できること。</p> <p>配慮事項</p> <p>①機密文書の発生量を定期的集計し、発注者への報告がなされること。</p> <p>②紙（印刷・情報用紙及び衛生用紙）として再生可能な処理が行われること。</p> <p>③運搬に当たっては、積載方法、搬送方法、搬送ルート効率化が図られていること。</p> <p>④可能な限り低燃費・低公害車による運搬が行われること。</p>
---------------	--

- 備考) 1 調達を行う各部局等は、廃棄書類の排出に当たって機密の度合や必要性を考慮し、可能な限り機密文書として排出する量の削減に努めること。
- 2 調達を行う各部局等は、次の事項に十分留意すること。
- ア. 判断基準②の破碎処理の発注に当たっては、裁断紙片の大きさについて確認を行うこと（古紙の再生においては、裁断した紙片が望まれる機密性の範囲において、より大きい方が望ましい。事業者による裁断紙片サイズの目安は10mm×50mm以上）。
- イ. 庁舎等内におけるシュレッダー処理は、一般的に古紙原料としての利用適性が低下することから、機密の度合や必要性を考慮して行うこと。シュレッダー屑は廃棄・焼却せず、紙の種類に応じて適切に製紙原料として使用されるよう、古紙回収業者や機密文書処理事業者

等に回収・処理を依頼するよう努めること（古紙として再生に適した紙幅の目安は5mm以上）。

ウ. 本項の「清掃」に示した別表1を参考に、施設の状態に応じた分別方法を定めるとともに、別表2に示された古紙再生の阻害要因となる材料を取り除き、適切な分別回収に努めること。

- 3 判断基準③の「機密処理・リサイクル管理票」とは、回収された機密文書が機密抹消処理後に製紙原料として使用されたことを証明する書類をいう。なお、この証明書は溶解、破砕などの処理を事業者へ委託した場合に提示されるものであり、調達を行う各部局等内でシュレッダー処理を行ったシュレッダー屑についてはこの限りではない。

害虫防除	判断基準 ①殺そ剤及び殺虫剤の乱用を避け、生息状況等の調査を重視した総合的な防除措置が講じられていること。 ②害虫等の発生・侵入を防止するための措置が講じられていること。 ③防除作業に当たり、事前計画や目標が設定されていること。また、防除作業後に、効果判定（確認調査、防除の有効性評価等）が行われていること。 ④殺そ剤又は殺虫剤の使用にあたっては、薬事法上の製造販売の承認を得た医薬品又は医薬部外品を使用し、使用回数・使用量・使用濃度等、適正かつ効果的に行われていること。
	配慮事項 ○生息状況等に応じた適切な害虫防除方法等を提案するよう努めていること。

備考) 本項の判断基準の対象とする「害虫防除」は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）を基本に、庁舎等のねずみ・昆虫、外来生物等その他人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物等の防除とする。

輸配送	判断基準 ①エネルギーの使用の実態、エネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。 ②環境保全のための仕組み・体制が整備されていること。 ③エコドライブを推進するための措置が講じられていること。 ④大気汚染物質の排出削減、エネルギー効率を維持する等の環境の保全の観点から車両の点検・整備を実施していること。 ⑤モーダルシフトを実施していること。 ⑥輸配送効率の向上のための措置が講じられていること。 ⑦上記①については使用実態、取組効果の数値が、上記②から⑥については実施の有無がウェブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。
-----	--

配慮事項

- ①エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）に基づく「貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準」（平成 18 年経済産業省・国土交通省告示第 7 号及び「貨物の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置に関する電気使用貨物輸送事業者の指針」（平成 26 年経済産業省・国土交通省告示第 2 号を踏まえ、輸配送におけるエネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化に資する措置の適切かつ有効な実施が図られていること。
- ②低燃費・低公害車の導入を推進するとともに、可能な限り低燃費・低公害車による輸配送が実施されていること。
- ③輸配送に使用する車両台数を削減するため積載率の向上が図られていること。
- ④輸配送回数を削減するために共同輸配送が実施されていること。
- ⑤再配達を削減するための取組が実施されていること。
- ⑥エコドライブを推進するための装置が可能な限り導入されていること。
- ⑦道路交通情報通信システム（VICS）対応カーナビゲーションシステムや自動料金收受システム（ETC）等、高度道路交通システム（ITS）の導入に努めていること。
- ⑧販売されている宅配便、小包郵便物等の包装用品については、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑨事業所、集配拠点等の施設におけるエネルギー使用実態の把握を行うとともに、当該施設におけるエネルギー使用量の削減に努めていること。
- ⑩契約により輸配送業務の一部を行う者に対して、可能な限り環境負荷低減に向けた取組を実施するよう要請するものとする。
- ⑪自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年6月3日法律第70号）の対策地域を走行する輸配送にあつては、可能な限り排出基準を満たした自動車による輸配送が行われていること。

- 備考) 1 本項の判断基準の対象とする「輸配送」とは、国内向けの信書、宅配便、小包郵便物（一般、冊子等）及びメール便をいう。
- ア. 「信書」とは、特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書をいう。
- イ. 「宅配便」とは、一般貨物自動車運送事業の特別積合せ貨物運送又はこれに準ずる貨物の運送及び利用運送事業の鉄道貨物運送、内航海運、貨物自動車運送、航空貨物運送のいずれか又はこれらを組み合わせて利用する運送であつて、重量 30kg 以下の一口一個の貨物をいう。
- ウ. 「メール便」とは、書籍、雑誌、商品目録等比較的軽量の荷物を荷送人から引き受け、それらを荷受人の郵便受箱等に投函することにより運送行為を終了する運送サービスであつて、重量 1kg 以下の一口一冊の貨物をいう。
- 2 「環境保全のための仕組み・体制の整備」とは、環境に関する計画・目標を策定するとともに、当該計画等の実施体制を定め、環境保全に向けた取組を推進することをいう。
- 3 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ 10 のすすめ」（平成 24 年 10 月）に基づく運転をいう。
- （参考）①ふんわりアクセル『e スタート』②車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転③減速時は早めにアクセルを離そう④エアコンの使用は適切に⑤ムダなアイドリングはやめよう⑥渋滞を避け、余裕をもって出発しよう⑦タイヤの空気圧から始める点検・整備⑧不要な荷物はおろそう⑨走行の妨げとなる駐車はやめよう⑩自分の燃費を把握しよう
- 4 判断基準③の「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件を全て満たすことをいう。
- ア. エコドライブについて運転者への周知がなされていること。
- イ. エコドライブに係る管理責任者の設置、マニュアルの作成（既存マニュアルの活用を含む）、エコドライブの推進体制を整備していること。
- ウ. エコドライブに係る教育・研修等を実施していること。
- エ. 運行記録を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理が行われ

ていること。

- 5 判断基準④の「車両の点検・整備」とは、日常点検、定期点検の実施等道路運送車両法等において規定されている事項を遵守するほか、車両のエネルギー効率を維持する等環境の保全を目的に、別表に示した点検・整備項目に係る自主的な管理基準を定め、実施していることをいう。
- 6 「モーダルシフト」とは、貨物輸送において、環境負荷の少ない大量輸送機関である鉄道貨物輸送・内航海運の活用により、輸送機関（モード）の転換（シフト）を図ることをいう。ただし、その主業務が幹線輸送を伴わない場合は、判断基準⑤を適用しない。
- 7 判断基準⑥の「輸配送効率の向上のための措置」とは、次の要件を全て満たすことをいう。
 - ア．エネルギーの使用に関して効率的な輸配送経路を事前に選択し、運転者に周知していること。
 - イ．渋滞情報等を把握することにより、適切な輸配送経路を選択できる仕組みを有していること。
 - ウ．輸配送量、地域の特性に応じた適正車種の選択をしていること。
 - エ．輸配送先、輸配送量に応じて拠点経由方式と直送方式を使い分け、全体として輸配送距離を短縮していること。
- 8 「環境報告書」とは、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律77号）第2条第4項に規定する環境報告書をいう。
- 9 配慮事項②の低燃費・低公害車とは、本基本方針の「15 公用車等」に示した品目「自動車」を対象とする。
- 10 「契約により輸配送業務の一部を行う者」とは、本項の役務の対象となる輸配送業務の一部を当該役務の提供者のために実施するものをいう。

車両のエネルギー効率の維持等環境の保全に係る点検・整備項目

【点検・整備の推進体制】	
	<input type="checkbox"/> 点検・整備は、明示された実施計画に基づき、その結果を把握し、記録として残していること。
	<input type="checkbox"/> 点検・整備結果に基づき、点検・整備体制や取組内容について見直しを行う仕組みを有すること。
【車両の適切な点検・整備】	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 点検・整備を整備事業者に依頼するに当たっては、車両の状態を日常から把握し、その状況について伝えていること。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 目視により黒煙が増加してきたと判断された場合には、点検・整備を実施していること。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ フロン類の大気中への放出を抑制するため、カーエアコンの効き具合等により、エアコンガスが減っている（漏れている）と判断された場合には、カーエアコンの点検整備を実施していること。
【自主的な管理基準による点検・整備】	
	(エア・クリーナ・エレメント関連)
	<ul style="list-style-type: none"> ■ エア・クリーナ・エレメントの清掃・交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離または使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	(エンジンオイル関連)
	<ul style="list-style-type: none"> ■ エンジンオイルの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離または使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ エンジンオイルフィルタの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離または使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	(燃料装置関連)
	<input type="checkbox"/> 燃料装置のオーバーホールや交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離または使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	(排出ガス減少装置関連)
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 排出ガス減少装置（DPF、酸化触媒）の点検に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離または使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	(その他)
	<ul style="list-style-type: none"> ■ タイヤの空気圧の点検・調整は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離または使用期間による自主的な管理基準を設定し、空気圧の測定に基づき実施していること。
	<input type="checkbox"/> トランスミッションオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離または使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	<input type="checkbox"/> トランスミッションオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離または使用期間による自主的な管理基準し、実施していること。
	<input type="checkbox"/> デファレンシャルオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離または使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	<input type="checkbox"/> デファレンシャルオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離または使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。

注：「■」は車両の点検・整備に当たって必ず実施すべき項目

「□」は車両の点検・整備に当たって実施するよう努めるべき項目

<p>旅客輸送 (自動車)</p>	<p>判断基準</p> <p>①エネルギーの使用の実態及びエネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。</p> <p>②環境保全のための仕組み・体制が整備されていること。</p> <p>③エコドライブを推進するための措置が講じられていること。</p> <p>④エネルギー効率を維持する等環境の保全のため車両の点検・整備を実施していること。</p> <p>⑤旅客輸送効率の向上のための措置又は空車走行距離の削減のための措置が講じられていること。</p> <p>⑥上記①については使用実態、取組効果の数値が、上記②から⑤については実施の状況がウェブサイトを始め環境報告書等により公表され、容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。</p> <hr/> <p>配慮事項</p> <p>①エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく「旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する旅客輸送事業者の判断の基準」（平成18年経済産業省・国土交通省告示第6号及び「旅客の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置に関する電気使用旅客輸送事業者の指針」（平成26年経済産業省・国土交通省告示第3号を踏まえ、旅客輸送におけるエネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化に資する措置の適切かつ有効な実施が図られていること。</p> <p>②低燃費・低公害車の導入を推進するとともに、可能な限り低燃費・低公害車による旅客輸送が実施されていること。</p> <p>③エコドライブを推進するための装置が可能な限り導入されていること。</p> <p>④道路交通情報通信システム（VICS）対応カーナビゲーションシステムや自動料金収受システム（ETC）等、高度道路交通システム（ITS）の導入に努めていること。</p> <p>⑤事業所、営業所等におけるエネルギー使用実態の把握を行うとともに、当該施設におけるエネルギー使用量の削減に努めていること。</p> <p>⑥GPS-AVMシステムの導入による効率的な配車に努めていること。</p>
-----------------------	---

備考) 1 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ10のすすめ」（平成24年10月）に基づく運転をいう。

(参考) ①ふんわりアクセル『eスタート』②車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転③減速時は早めにアクセルを離そう④エアコンの使用は適切に⑤ムダなアイドリングはやめよう⑥渋滞を避け、余裕をもって出発しよう⑦タイヤの空気圧から始める点検・整備⑧不要な荷物はおろそう⑨走行の妨げとなる駐車はやめよう⑩自分の燃費を把握しよう

2 「環境保全のための仕組み・体制の整備」とは、環境に関する計画・目標を策定するとともに、当該計画等の実施体制を定め、環境保全に向けた取組を推進することをいう。

3 判断基準③の「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件を全て満たすことをいう。

ア. エコドライブについて運転者への周知がなされていること。

イ. エコドライブに係る管理責任者の設置、マニュアルの作成（既存マニュアルの活用を含む。）及びエコドライブの推進体制を整備していること。

ウ. エコドライブに係る教育・研修等を実施していること。

エ. 運行記録を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を行っていること。

4 判断基準④の「車両の点検・整備」とは、日常点検、定期点検の実施等道路運送車両法等において規定されている事項を遵守するほか、車両のエネルギー効率を維持する等環境の保全を目的に、別表に示した点検・整備項目に係る自主的な管理基準を定め、実施していることをいう。

5 判断基準⑤の「旅客輸送効率の向上のための措置」及び「空車走行距離の削減のための措置」とは、次の要件を満たすことをいう。

一般貸切旅客自動車にあつては次の要件ア及びイを満たすことをいう。

- ア. エネルギーの使用に関して効率的な旅客輸送経路を事前を選択し、運転者に周知していること。
 - イ. 輸送人数、地域の特性に応じた適正車種を選択をしていること。
一般乗用旅客自動車にあつては次の要件ウを満たすことをいう。
 - ウ. 配車に無線を導入していること、あるいは他の通信・情報機器等を利用し運転者との連絡が取れる体制を有していること。
- 6 配慮事項②の低燃費・低公害車とは、本基本方針に示した「13-1 自動車」を対象とする。
- 7 「環境報告書」とは、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律77号）第2条第4項に規定する環境報告書をいう。

車両のエネルギー効率の維持等環境の保全に係る点検・整備項目

【点検・整備の推進体制】	
<input type="checkbox"/>	点検・整備は、明示された実施計画に基づき、その結果を把握し、記録として残していること。
<input type="checkbox"/>	点検・整備結果に基づき、点検・整備体制や取組内容について見直しを行う仕組みを有すること。
【車両の適切な点検・整備】	
<input checked="" type="checkbox"/>	車両の状態を日常から把握し、環境に対して影響のある現象が確認された時には、直ちに点検・整備を実施していること。
<input checked="" type="checkbox"/>	ディーゼル車にあつては、目視により黒煙が増加してきたと判断された場合には、点検・整備を実施していること。
<input checked="" type="checkbox"/>	フロン類の大気中への放出を抑制するため、カーエアコンの効き具合等により、エアコンガスが減っている（漏れている）と判断された場合には、カーエアコンの点検・整備を実施していること。
【自主的な管理基準による点検・整備】	
(エア・クリーナ・エレメント関連)	
<input checked="" type="checkbox"/>	ディーゼル車にあつては、エア・クリーナ・エレメントの清掃・交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
(エンジンオイル関連)	
<input checked="" type="checkbox"/>	エンジンオイルの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
<input checked="" type="checkbox"/>	エンジンオイルフィルタの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
(燃料装置関連)	
<input type="checkbox"/>	ディーゼル車にあつては、燃料装置のオーバーホールや交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
(排出ガス減少装置関連)	
<input checked="" type="checkbox"/>	ディーゼル車にあつては、排出ガス減少装置（DPF、酸化触媒）の点検に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
(その他)	
<input checked="" type="checkbox"/>	タイヤの空気圧の点検・調整は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、空気圧の測定に基づき実施していること。
<input type="checkbox"/>	トランスミッションオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
<input type="checkbox"/>	トランスミッションオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
<input type="checkbox"/>	デファレンシャルオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
<input type="checkbox"/>	デファレンシャルオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。

注：「■」は車両の点検・整備に当たって必ず実施すべき項目

「□」は車両の点検・整備に当たって実施するよう努めるべき項目

<p>蛍光灯機能提供業務</p>	<p>判断基準 ○次の要件を満たす機能提供型サービス（サービサイジング）であること。 ①使用目的に不都合がなく器具に適合する場合、蛍光ランプに係る判断基準（照明参照）を満たす蛍光灯が使用されていること。 ②回収した蛍光灯のうち成型品で回収されたものについては再資源化率が 95%以上であること。 ③蛍光灯の適正処理終了を示す証明書を発行し、顧客に提示できること。</p> <p>配慮事項 ①使用済み蛍光ランプの回収容器は、繰り返し使えるものを使用するなど、環境負荷低減に配慮されていること。 ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ③使用済み蛍光ランプの回収にあたっては、施設管理者と協力し、破損なく回収するよう努めていること。 ④蛍光ランプの配送・回収に関し、定期ルート便や共同配送等の効率的な物流網を構築していること。</p>
------------------	---

- 備考) 1 本項の判断基準の「機能提供型サービス（サービサイジング）」とは、蛍光灯の所有権を業務提供者から移さず機能のみを提供し、輸送・回収・廃棄にかかる責任を業務提供者が負う役割をいい、蛍光灯の所有権が県に移る契約については、「蛍光ランプ」に係る判断基準（照明参照）を適用する。
- 2 判断基準③の「蛍光灯の適正処理終了を示す証明書」は、電子マニフェストや IT を活用したマニフェスト管理システムなど証明書に準ずるものでも可能とする。

<p>庁舎等において営業を行なう小売業務</p>	<p>判断基準 ○庁舎又は敷地内において委託契約等によって営業を行う小売業務の店舗にあつては、次の要件を満たすこと。 ①容器包装の過剰な使用を抑制するための独自の取組が行われていること。 ②消費者のワンウェイのプラスチック製品及び容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための独自の取組が行われていること。 ③食品を取り扱う場合は、次の要件を満たすこと。 ア. 食品廃棄物の発生量の把握並びに発生抑制及び再生利用等のための計画の策定、目標の設定が行われていること。 イ. 食品廃棄物の発生抑制のため、消費者に対する呼びかけ、啓発等が行われていること。 ウ. 食品の調達において、その原材料の持続可能な生産・消費を確保するため、持続可能性に関する調達方針等が公表されていること。 エ. 食品廃棄物等の発生抑制の目標値が設定されている業種に該当する場合は、食品廃棄物等の単位当たり発生量がこの目標値以下であること。 オ. 食品循環資源の再生利用等の実施率が、判断基準省令で定める基準実施率を達成していること又は目標年に目標値を達成する計画を策定すること。 ④店舗において取り扱う商品の容器包装のうち、再使用を前提とするものについては、当該店舗において返却・回収が可能であること。 ⑤ワンウェイのプラスチック製の買物袋を提供する場合は、提供する全ての買物袋に植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが 10%以上使用されていること。</p>
--------------------------	---

配慮事項

- ①店舗において取り扱う商品については、簡易包装等により容器包装の使用量を削減したものであること。
- ②店舗において飲料を充填して提供する場合は、マイカップ・マイボトルに対応可能であること。
- ③ワンウェイのプラスチック製の買物袋を提供する場合は、提供する**全ての**買物袋に植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが25%以上使用されていること。
- ④食品を取り扱う場合は、食品廃棄物等を再生利用等して製造された飼料・肥料等を用いて生産された食品を優先的に取り扱うこと。
- ⑤食品ロスの削減のために納品期限を緩和する等、フードチェーン全体の環境負荷の低減に資する取組に協力していること。

- 備考) 1 判断基準①の「独自の取組」とは、薄肉化又は軽量化された容器包装を使用すること、商品に応じて適正な寸法の容器包装を使用することその他の小売業者自らが容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組む措置をいう。
- 2 判断基準②の「独自の取組」とは、商品の販売に際して消費者に買物袋等を有償で提供すること、消費者がワンウェイのプラスチック製の買物袋等を使用しないように誘因するための手段として景品等を提供すること、自ら買物袋等を持参しない消費者に対し繰り返し使用が可能な買物袋等を提供すること、ワンウェイの箸、フォーク、スプーン、ストロー等や容器包装の使用に関する意思を消費者に確認することその他の消費者による容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組む措置をいう。
- 3 判断基準③及び配慮事項④の「再生利用等」とは、食品リサイクル法に基づく再生利用等のことをいう。
- 4 判断基準③の「発生抑制」とは、判断基準省令に基づく食品廃棄物等の発生の抑制のことをいう。
- 5 判断基準③ウの「持続可能性に関する調達方針等」とは、事業者が環境、社会、経済活動等の方向性を示した方針等に、持続可能な調達に関する記述が含まれたものをいう。
なお、「持続可能な調達」とは、持続可能性に関する方針を明示している生産者・流通業者からの調達など持続可能な生産・消費に資する調達をいう。
- 6 判断基準③エについては、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等多量発生事業者に該当しない場合において、食品廃棄物等の単位当たりの発生量が目標値以下であること又は当該目標値を達成するための自主的な計画を策定していることで、適合しているものとみなす。
- 7 判断基準④は、当該店舗においてリユースびんを使用した飲料等を販売している場合に、販売した製品の容器包装を返却・回収が可能なように回収箱の設置等を行うことをいう。
- 8 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 9 判断基準⑤及び配慮事項③の「植物を原料とするプラスチック」の重量は、当該プラスチック重量にバイオベース合成ポリマー含有率(プラスチック重量に占める植物を原料とするプラスチックに含まれる植物由来原料分の重量の割合)を乗じたものとする。

クリーニング	<p>判断基準</p> <p>①ドレンの回収及び再利用により、省エネルギー及び水資源節約等の環境負荷低減が図られていること。</p> <p>②エコドライブを推進するための措置が講じられていること。</p> <p>③ハンガーの回収及び再使用等の仕組みが構築されていること。</p> <p>④袋・包装材の削減のための独自の取組が講じられていること。</p> <p>配慮事項</p> <p>①揮発性有機化合物の発生抑制に配慮されていること。</p> <p>②ランドリー用水や洗剤の適正使用に努めていること。</p> <p>③事業所、営業所等におけるエネルギー使用実態の把握を行うとともに、当該施設におけるエネルギー使用量の削減に努めていること。</p> <p>④可能な限り低燃費・低公害車による集配等が実施されていること。</p> <p>⑤プラスチック製の袋を提供する場合は、植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。</p> <p>⑥省エネルギー型のクリーニング設備・機械・空調設備等の導入が図られていること。</p>
--------	---

- 備考) 1 本項の判断基準の対象とする「クリーニング」は、クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）に定めるクリーニング業をいう。ただし、毛布、ふとん、モップ等、他の品目としてリース・レンタル契約により調達する場合、調達先事業者が行う当該製品のクリーニングには本項の判断基準は適用しない。
- 2 「ドレン」とは、蒸発してできた蒸気（飽和蒸気）が放熱や熱の利用により凝縮水へ状態変化したものをいう。
- 3 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ 10 のすすめ」（平成 24 年 10 月）に基づく運転をいう。
- （参考）①ふんわりアクセル『e スタート』②車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転③減速時は早めにアクセルを離そう④エアコンの使用は適切に⑤ムダなアイドリングはやめよう⑥渋滞を避け、余裕をもって出発しよう⑦タイヤの空気圧から始める点検・整備⑧不要な荷物はおろそう⑨走行の妨げとなる駐車はやめよう⑩自分の燃費を把握しよう
- 4 判断基準②の「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件を満たすことをいう。
- ア. エコドライブについて運転者への周知がなされていること。
- イ. エコドライブに係る責任者の設置、マニュアルの作成（既存マニュアルの活用を含む）等の取組を実施していること。
- ウ. エネルギー使用実態を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を行うこと。なお、その際は、車両の運行記録を用いることが望ましい。
- 5 判断基準③の「ハンガーの回収及び再使用等の仕組みが構築されていること」とは、次の要件を満たすことをいう。
- ア. 回収が適切に行われるよう、ユーザに対し回収に関する情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。
- イ. 回収されたハンガーを洗浄し、再使用すること。
- ウ. 回収されたプラスチックハンガーについて、再使用できない場合にあっては可能な限りマテリアルリサイクルをすること。
- 6 「袋・包装材」とは、持ち帰りのためにクリーニング品などを入れるための袋、クリーニング品にほこり、汚れなどが付着することを防ぐための袋等をいう。
- 7 判断基準④の「独自の取組」とは、サービスの提供に当たって、エコバック等の利用を推奨すること、持ち帰り袋等の使用に関する意思を確認すること、ユーザに対し持ち帰り袋等を有償で提供すること、その他ユーザによる持ち帰り用の袋・包装材の削減を促進するために取り組む措置をいう。
- 8 「低燃費・低公害車」とは、本基本方針に示した「13-1 自動車」の判断基準に該当するものを対象とする。
- 9 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

- 10 調達を行う各機関は、クリーニング品の受け取りに当たってはエコバックを利用するなど、袋・包装材の削減に取り組むこと。

飲料自動販売機設置	<p>判断基準</p> <p>①エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。</p> <p>②冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。</p> <p>③表2に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。また、環境配慮設計の実施状況については、その内容がウェブサイト、環境報告書等により公表され、容易に確認できること。</p> <p>④特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>⑤飲料容器の回収箱を設置するとともに、容器の分別回収及びリサイクルを実施すること。</p> <p>⑥使用済自動販売機の回収リサイクルシステムがあり、リサイクルされない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p>配慮事項</p> <p>①年間消費電力量及びエネルギー消費効率基準達成率並びに冷媒（種類、地球温暖化係数及び封入量）が自動販売機本体の見やすい箇所に表示されるとともに、ウェブサイトにおいて公表されていること。</p> <p>②屋内に設置される場合にあつては、夜間周囲に照明機器がなく、商品の選択・購入に支障をきたす場合を除き、照明が常時消灯されていること。</p> <p>③屋外に設置される場合にあつては、自動販売機本体に日光が直接当たらないよう配慮されていること。</p> <p>④カップ式飲料自動販売機にあつては、マイカップに対応可能であること。</p> <p>⑤真空断熱材等の熱伝導率の低い断熱材が使用されていること。</p> <p>⑥自動販売機本体と併設して飲料容器の回収箱を設置するとともに、容器の分別回収及びリサイクルを実施すること。</p> <p>⑦自動販売機の設置・回収、販売品の補充、容器の回収等に当たって低燃費・低公害車を使用する、配送効率の向上のための取組を実施する等物流に伴う環境負荷の低減が図られていること。</p> <p>⑧製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑨包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>
-----------	---

- 備考) 1 本項の判断基準の対象となる「飲料自動販売機設置」は、缶・ボトル飲料自動販売機、紙容器飲料自動販売機及びカップ式飲料自動販売機を設置する場合をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを設置する場合は、これに含まれないものとする。
- ①商品を常温又は常温に近い温度のみで保存する収容スペースをもつもの
 - ②台の上に載せて使用する小型の卓上型のもの
 - ③車両等特定の場所で使用することを目的とするもの
 - ④電子冷却（ペルチェ冷却等）により、飲料（原料）を冷却しているもの
- 2 本項の判断基準は、設置に係る契約等の期間中又は契約更新等の場合で機器の入替えが発生しない場合には適用しないものとする。
- 3 判断基準①については、災害対応自動販売機、ユニバーサルデザイン自動販売機及び社会貢献型自動販売機のうち、当該機能を有することにより、消費電力量の増加するものについては適用しないものとする。
- 4 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に定める物質をいう。判断基準②において使用できる冷媒は、二酸化炭素、炭化水素及びハイドロフルオロオレフィン（HF01234yf）等。
- 5 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比で示した数値をいう。
- 6 判断基準④については、リユース部品には適用しないものとする。
- 7 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化

合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

- 8 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950に準ずるものとする。
- 9 判断基準⑤については、設置する自動販売機の数及び場所並びに飲料の販売量等を勘案し、回収に支障がないよう適切に設置すること。
- 10 「エネルギー消費効率基準達成率」とは、判断基準①で算出した当該製品の基準エネルギー消費効率をエネルギー消費効率で除した数値を百分率（小数点以下を切り捨て）で表したものとす。
- 11 調達を行う各部局等は、次の事項に十分留意すること。
- ア. 利用人数、販売量等を十分勘案し、必要な台数、適切な大きさの自動販売機を設置すること。
- イ. 設置場所（屋内・屋外、日向・日陰等）によって、エネルギー消費等の環境負荷が異なることから、可能な限り環境負荷の低い場所に設置するよう検討すること
- ウ. マイカップ対応型自動販売機の設置に当たっては、設置場所及び周辺の清掃・衛生面の確認を行い、購入者への注意喚起を実施するとともに、衛生面における問題が生じた場合の責任の所在の明確化を図ること。

表1 飲料自動販売機に係る基準エネルギー消費効率算定式

区 分		基準エネルギー消費効率の算定式	
販売する飲料の種類	自動販売機の種類		
缶・ボトル飲料	コールド専用機又はホットオアコールド機	$E=0.218V+401$	
	ホットアンドコールド機（庫内奥行寸法が400mm未満のもの）	$E=0.798V_a+414$	
	ホットアンドコールド機（庫内奥行寸法が400mm以上のもの）	電子マネー対応装置のないもの	$E=0.482V_a+350$
		電子マネー対応装置のあるもの	$E=0.482V_a+500$
紙容器飲料	Aタイプ（サンプルを使用し、商品販売を行うもの）	コールド専用機	$E=0.948V+373$
		ホットアンドコールド機（庫内が2室のもの）	$E=0.306V_b+954$
		ホットアンドコールド機（庫内が3室のもの）	$E=0.630V_b+1474$
	Bタイプ（商品そのものを視認し、商品販売を行うもの）	コールド専用機	$E=0.477V+750$
		ホットアンドコールド機	$E=0.401V_b+1261$
カップ式飲料	—	$E=1020[T \leq 1500]$ $E=0.293T+580[T > 1500]$	

- 備考) 1 「コールド専用機」とは、商品を冷蔵して販売するためのものをいう。
- 2 「ホットオアコールド機」とは、商品を冷蔵又は温蔵どちらか一方にして販売するためのものをいう。
- 3 「ホットアンドコールド機」とは、自動販売機の内部が仕切壁で仕切られ、商品を冷蔵又は温蔵して販売するためのものをいう。
- 4 E, V, V_a , V_b 及び T は、次の数値を表すものとする。
- E : 基準エネルギー消費効率（単位：kWh/年）
- V : 実庫内容積（商品を貯蔵する庫室の内寸法から算出した数値をいう。）（単位：L）
- V_a : 調整庫内容積（温蔵室の実庫内容積に40を乗じて11で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。）（単位：L）
- V_b : 調整庫内容積（温蔵室の実庫内容積に40を乗じて10で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。）（単位：L）

- T : 調整熱容量 (湯タンク容量に 80 を乗じた数値、冷水槽容量に 15 を乗じた数値及び貯水量に 95 を乗じて 0.917 で除した数値の総和に 4.19 を乗じた数値) (単位: kJ)
- 5 エネルギー消費効率の算定法については、「自動販売機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成19年経済産業省告示289号の「3 エネルギー消費効率の測定方法 (2)」)による。

表2 飲料自動販売機に係る環境配慮設計項目

目的	評価項目	評価基準
リデュース (省資源化)	使用資源の削減	製品の質量を削減抑制していること。
	再生材の使用	再生材の使用を促進していること。
	製品の長寿命化	オーバーホール、リニューアルへの配慮をしていること。
		製品の分解・組立性への配慮・改善をしていること。
		修理・保守性への配慮をしていること。
消費電力量の削減	製品の消費電力量の抑制が図られていること。設置条件、設定条件の適正化等の運用支援を行っていること。	
リユース (再使用化)	リユース部品の選定	リユース部品について設計段階から選定し、共通化・標準化に配慮していること。
	製品での配慮	リユース対象部品の分解・組立性に配慮していること。
	部品のリユース設計	リユース対象部品への表示、清掃・洗浄、与寿命判定の容易性に配慮していること。
リサイクル (再資源化)	材料	リサイクル可能な材料を選択していること。
		プラスチックの種類の一貫化及び材料表示を行っていること。
		リサイクル困難な部材の使用削減を図っていること。
	分解容易性	事前分別対象部品の分解容易性に配慮していること。

引越輸送	<p>判断基準</p> <p>①梱包及び養生に使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断基準を満たしている物品が使用されていること。</p> <p>②反復利用可能な梱包用資材及び養生用資材が使用されていること。</p> <p>③引越終了後に梱包用資材の回収が実施されていること。</p> <p>④自動車による輸送を伴う場合には、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. エネルギーの使用の実態及びエネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。</p> <p>イ. 環境保全のための仕組み・体制が整備されていること。</p> <p>ウ. エコドライブを推進するための措置が講じられていること。</p> <p>エ. 大気汚染物質の排出削減、エネルギー効率を維持する等の環境の保全の観点から車両の点検・整備が実施されていること</p> <p>配慮事項</p> <p>①環境負荷低減に資する引越輸送の方法の適切な提案が行われるものであること。</p> <p>②梱包用資材及び養生用資材について、一括梱包や資材の使用削減を図るなどの省資源化に配慮されていること。</p> <p>③梱包用資材及び養生用資材には、再生材料又は、植物を原料としたプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。また、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>④自動車による輸送を伴う場合には、次の事項に配慮されていること。</p> <p>ア. エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく「貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準」（平成18年経済産業省・国土交通省告示第7号及び「貨物の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置に関する電気使用貨物輸送事業者の指針」（平成26年経済産業省・国土交通省告示第2号を踏まえ、輸送におけるエネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化に資する措置の適切かつ有効な実施が図られていること。</p> <p>イ. 低燃費・低公害車の導入を推進するとともに、可能な限り低燃費・低公害車による輸送が実施されていること。</p> <p>ウ. 輸送効率の向上のための措置が講じられていること。</p> <p>エ. エコドライブを推進するための装置が可能な限り導入されていること。</p> <p>オ. 道路交通情報通信システム（VICS）対応カーナビゲーションシステムや自動料金収受システム（ETC）等、高度道路交通システム（ITS）の導入に努めていること。</p> <p>カ. 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域において輸送する場合にあっては、可能な限り排出基準を満たした自動車による輸送が行われていること。</p>
------	---

- 備考) 1 本項の判断基準の対象とする「引越輸送」とは、庁舎移転等（庁舎・ビル間移転、庁舎・ビル内移動、フロア内移動を含む。）に伴う什器、物品、書類等の引越輸送業務及びこれに附帯する梱包・開梱、配置、養生等の役務をいう。ただし、美術品、精密機器、動植物等の特殊な梱包及び運送、管理等が必要となる品目は除く。
- 2 判断基準③は、段ボール等紙製の梱包用資材が業務提供者によって提供される場合に適用し、発注者の求めに応じて回収を実施する。ただし、あらかじめ回収期限及び回数を定めるものとする。
- 3 判断基準④及び配慮事項③は、引越輸送の元請か下請かを問わず、自動車による輸送を行う者に適用する。
- 4 「環境保全のための仕組み・体制の整備」とは、環境に関する計画・目標を策定するとともに、当該計画等の実施体制を定め、環境保全に向けた取組を推進することをいう。
- 5 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ10のすすめ」（平成

24年10月)に基づく運転をいう。

- (参考) ①ふんわりアクセル『eスタート』②車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転③減速時は早めにアクセルを離そう④エアコンの使用は適切に⑤ムダなアイドリングはやめよう⑥渋滞を避け、余裕をもって出発しよう⑦タイヤの空気圧から始める点検・整備⑧不要な荷物はおろそう⑨走行の妨げとなる駐車はやめよう⑩自分の燃費を把握しよう
- 6 判断基準④イの「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件を全て満たすことをいう。
- ア. エコドライブについて運転者への周知がなされていること。
 - イ. エコドライブに係る管理責任者の設置、マニュアルの作成（既存マニュアルの活用を含む）及びエコドライブの推進体制を整備していること。
 - ウ. エコドライブに係る教育・研修等を実施していること。
 - エ. 運行記録を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を行っていること。
- 7 判断基準④ウの「車両の点検・整備」とは、日常点検、定期点検の実施等道路運送車両法等において規定されている事項を遵守するほか、車両のエネルギー効率を維持する等環境の保全を目的に、別表に示した点検・整備項目に係る自主的な管理基準を定め、実施していることをいう。
- 8 配慮事項①の「引越輸送の方法の適切な提案」は、発注者に対し、具体的な提案が可能となる契約方式の場合に適用する。
- 9 「再生材料」とは、使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 10 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 11 配慮事項④イの低燃費・低公害車とは、本基本方針に示した「15 公用車等」に示した品目「自動車」を対象とする。
- 12 配慮事項④ウの「輸送効率の向上のための措置」とは、次の事項に配慮することをいう。
- ア. エネルギーの使用に関して効率的な輸送経路を事前を選択し、運転者に周知していること。
 - イ. 渋滞情報等を把握することにより、適切な輸送経路を選択できる仕組みを有していること。
 - ウ. 輸送量、地域の特性に応じた適正車種を選択をしていること。
- 13 調達を行う各部局等は、次の事項に十分留意すること。
- ア. 引越に伴い発生する廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を第三者に依頼する場合には、一般廃棄物については市町村又は一般廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第2条第1項及び第2条の3第1項に該当するものを含む）に、産業廃棄物については産業廃棄物処理業者（同施行規則第9条第1項及び第10条の3第1項に該当するものを含む）にそれぞれ収集若しくは運搬又は処分を委託する必要がある。なお、一般廃棄物の収集又は運搬については委任状を交付した上で引越事業者へ依頼することも可能である。
 - イ. 引越輸送業務と併せて廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を委託する場合には、委託基準に従う必要があり、産業廃棄物については、収集又は運搬を委託する産業廃棄物収集運搬業者及び処分を委託する産業廃棄物処分業者とあらかじめ契約し、運搬先である産業廃棄物処理施設の所在地及び処分方法を確認するとともに、最終処分される場合には最終処分場の所在地の確認が必要である。また一般廃棄物についても、産業廃棄物に準じた確認を行うことが望ましい。
 - ウ. 廃棄物の引渡しにおいて、産業廃棄物については、引渡しと同時に産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付し、運搬及び処分の終了後に処理業者からその旨を記載した産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しの送付を受け、委託内容どおりに運搬、処分されたことを確認する必要がある。また一般廃棄物についても、産業廃棄物に準じた確認を行う

ことが望ましい。

別 表

車両のエネルギー効率の維持等環境の保全に係る点検・整備項目

【点検・整備の推進体制】	
	<input type="checkbox"/> 点検・整備は、明示された実施計画に基づき、その結果を把握し、記録として残していること。
	<input type="checkbox"/> 点検・整備結果に基づき、点検・整備体制や取組内容について見直しを行う仕組みを有すること。
【車両の適切な点検・整備】	
	<input checked="" type="checkbox"/> 点検・整備を整備事業者に依頼するに当たっては、車両の状態を日常から把握し、その状況について伝えていること。
	<input checked="" type="checkbox"/> 目視により黒煙が増加してきたと判断された場合には、点検・整備を実施していること。
	<input checked="" type="checkbox"/> フロン類の大気中への放出を抑制するため、カーエアコンの効き具合等により、エアコンガスが減っている（漏れている）と判断された場合には、カーエアコンの点検・整備を実施していること。
【自主的な管理基準による点検・整備】	
	(エア・クリーナ・エレメント関連)
	<input checked="" type="checkbox"/> エア・クリーナ・エレメントの清掃・交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	(エンジンオイル関連)
	<input checked="" type="checkbox"/> エンジンオイルの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	<input checked="" type="checkbox"/> エンジンオイルフィルタの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	(燃料装置関連)
	<input type="checkbox"/> 燃料装置のオーバーホールや交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	(排出ガス減少装置関連)
	<input checked="" type="checkbox"/> 排出ガス減少装置（DPF、酸化触媒）の点検に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	(その他)
	<input checked="" type="checkbox"/> タイヤの空気圧の点検・調整は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、空気圧の測定に基づき実施していること。
	<input type="checkbox"/> トランスミッションオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	<input type="checkbox"/> トランスミッションオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。

<input type="checkbox"/> デファレンシャルオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
<input type="checkbox"/> デファレンシャルオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。

注：「■」は車両の点検・整備に当たって必ず実施すべき項目

「□」は車両の点検・整備に当たって実施するよう努めるべき項目

会議運営	<p>判断基準</p> <p>○委託契約等により会議の運営を含む業務の実施に当たって、次の項目に該当する場合は、該当する項目に掲げられた要件を満たすこと。</p> <p>①紙の資料を配布する場合は、適正部数の印刷、両面印刷等により、紙の使用量の削減が図られていること。また、紙の資料として配布される用紙が特定調達品目に該当する場合は、当該品目に係る判断基準を満たすこと。</p> <p>②ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物を印刷する場合は、印刷に係る判断基準を満たすこと。</p> <p>③紙の資料及び印刷物等の残部のうち、不要なものについてはリサイクルを行うこと。</p> <p>④会議参加者に対し、会議への参加に当たり、環境負荷低減に資する次の取組の奨励を行うこと。</p> <p>ア. 公共交通機関の利用 イ. クールビズ及びウォームビズ ウ. 筆記具等の持参</p> <p>⑤飲料を提供する場合は、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. ワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しないこと。 イ. 繰り返し利用可能な容器等を使用すること又は容器包装の返却・回収が行われること。</p> <p>配慮事項</p> <p>①会議に供する物品については、可能な限り既存の物品を使用すること。また、新規に購入する物品が特定調達品目に該当する場合は、当該品目に係る判断基準を満たすこと。</p> <p>②ノートパソコン、タブレット等の端末を使用することにより紙資源の削減を行っていること。</p> <p>③自動車により資機材の搬送、参加者の送迎等を行う場合は、可能な限り、低燃費・低公害車が使用されていること。また、エコドライブに努めていること。</p> <p>④食事を提供する場合は、ワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しないこと。</p> <p>⑤資機材の搬送に使用する梱包用資材については、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
------	--

備考) 1 「低燃費・低公害車」とは、本基本方針に示した「1.5 公用車等」に示した品目「自動車」を対象とする。

2 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ10のすすめ」（平成24年10月）に基づく運転をいう。

(参考) ①ふんわりアクセル『eスタート』②車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転③減速時は早めにアクセルを離そう④エアコンの使用は適切に⑤ムダなアイドリングはやめよう⑥渋滞を避け、余裕をもって出発しよう⑦タイヤの空気圧から始める点検・整備⑧不要な荷物はおろそう⑨走行の妨げとなる駐車はやめよう⑩自分の燃費を把握しよう

印刷機能等 提供業務	<p>判断基準</p> <p>①印刷機能等提供業務に係る機器を導入する場合は、以下の要件を満たすこと。</p> <p>ア. コピー機、複合機又は拡張性のあるデジタルコピー機にあつては、当該品目に係る判断基準を満たすこと。</p> <p>イ. プリンタ又はプリンタ複合機にあつては、当該品目に係る判断基準を満たすこと。</p> <p>ウ. ファクシミリにあつては、ファクシミリに係る判断基準を満たすこと。</p> <p>エ. スキャナにあつては、スキャナに係る判断基準を満たすこと。</p> <p>オ. デジタル印刷機にあつては、デジタル印刷機に係る判断基準を満たすこと。</p> <p>カ. 契約終了後に使用済の印刷機能等提供業務に係る機器を回収すること。また、回収した部品の再使用又は材料の再生利用が行われること。なお、回収した機器の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立てされないこと。</p> <p>②カートリッジ等を供給する場合は、カートリッジ等に係る判断基準を満たすこと。</p> <p>③用紙を供給する場合であつて、特定調達品目に該当する用紙は、当該品目に係る判断基準を満たすこと。</p> <p>④印刷機能等提供業務に係る機器の使用実績等を把握し、その状況を踏まえ、以下の提案を行うこと。</p> <p>ア. コピー機能又はプリント機能を有する印刷機能等提供業務に係る機器の場合、紙及びトナー又はインクの使用量の削減対策。</p> <p>イ. 環境負荷低減に向けた適切な印刷機能等提供業務に係る機器の製品仕様及び設置台数。</p>
	<p>配慮事項</p> <p>①コピー機、複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機の導入に当たっては、可能な限り再生型機又は部品リユース型機を利用すること。</p> <p>②使用済のカートリッジ等、トナー容器、インク容器又は感光体を回収し、回収した部品の再使用又は再生利用を行うこと。また、回収した使用済のカートリッジ等、トナー容器、インク容器又は感光体の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立てされないこと。</p> <p>③印刷機能等提供業務に係る機器の導入又は消耗品の供給に使用する梱包用資材については、再使用に努めるとともに、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

備考) 1 「印刷機能等提供業務に係る機器」とは、本基本方針「7 画像機器等」に示すコピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機、プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ及びスキャナ並びに「9 オフィス機器等」に示すデジタル印刷機の対象になるものをいう。

2 「カートリッジ等」とは、本基本方針「カートリッジ等」の対象であるカートリッジ及びインクカートリッジをいう。

3 印刷機能等提供業務に係る機器の「導入」とは、受注者が印刷機能等提供業務に係る機器の全部又は一部を導入することをいい、受注者が当該機器以外の物品を同時に導入する場合も含む。

4 本項の判断基準の対象とする「印刷機能等提供業務」とは、印刷機能等提供業務に係る機器による印刷・出力に係る機能の提供及び関連する業務であつて、以下のいずれかの業務をいう。

ア. 印刷機能等提供業務に係る機器の導入、導入した当該機器の保守業務及び導入した当該機器で使用する消耗品の供給業務

イ. 印刷機能等提供業務に係る機器の導入及び導入した当該機器の保守業務

ウ. 印刷機能等提供業務に係る機器の保守業務及び当該機器で使用する消耗品の供給業務

- 5 判断基準①カは、資源有効利用促進法に基づく特定再利用業種の機器に適用する。
- 6 判断基準④ア及びイの提案については、発注者及び受注者双方協議の上、提案可能である場合は、業務の履行期間内の適切な時期又は定期的を実施すること。
- 7 判断基準④アの「紙及びトナー又はインクの使用量の削減対策」には、両面印刷(自動両面機能の要件が適用されない機器の場合に限る。)、縮小印刷、集約印刷の促進、機器パネルによる環境負荷情報(印刷枚数、カラー印刷率、両面利用率、集約利用率、用紙削減率等)の可視化、用紙の再利用機能、ソフトウェアによるトナー又はインクの節約、ユーザ認証による管理の実施等を含む。
- 8 判断基準④イについては、環境負荷低減効果(消費電力量の削減、温室効果ガス排出量の削減、消耗品の使用量の削減等)、費用対効果及び調達事務の効率化等を勘案し、定量的な提案が可能な場合に実施する。
- 9 配慮事項②は、受注者がカートリッジ等、トナー容器、インク容器又は感光体を供給した場合に適用する。
- 10 調達を行う各機関は、ユーザ認証による管理の実施等、用紙の使用量の抑制等の環境負荷低減に係る対策の検討に努めること。